

令和8年壮瞥町議会第2回定例会を、次のとおり招集する。

令和8年5月29日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和8年6月11日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）農業委員会委員の任命について
- （2）農業委員会委員の任命について
- （3）農業委員会委員の任命について
- （4）農業委員会委員の任命について
- （5）農業委員会委員の任命について
- （6）農業委員会委員の任命について
- （7）農業委員会委員の任命について
- （8）農業委員会委員の任命について
- （9）工事請負契約について
- （10）工事請負契約について
- （11）工事請負契約について
- （12）令和8年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）について
- （13）令和8年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- （14）令和8年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- （15）令和7年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和 8 年 壮 瞥 町 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

○ 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 6 月 1 1 日 (木 曜 日) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定 に つ い て

日 程 第 3 諸 般 の 報 告

日 程 第 4 行 政 報 告

日 程 第 5 一 般 質 問

日 程 第 6 議 案 第 2 8 号 不 可 決 議 案 第 4 1 号 及 び 報 告 第 3 号 に つ い て
(提 案 理 由 説 明 ・ 議 案 内 容 説 明)

○出席議員（９名）

1 番	山 本	勲 君	2 番	加 藤	正 志 君
3 番	長 内	伸 一 君	4 番	毛 利	爾 君
5 番	佐 藤	忖 君	6 番	湯 浅	祥 治 君
7 番	菊 地	敏 法 君	8 番	真 鍋	盛 男 君
9 番	森	太 郎 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	柴 田 暦 章 君
会計管理者兼	
	谷田部 剛 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	澤 井 智 明 君
企画財政課参事	蛭 名 雄 一 君
住民福祉課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課参事	大 内 宏 二 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	武 岡 忍 君
建 設 課 長	山 崎 清 輝 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和 8 年壮瞥町議会第 2 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
7 番 菊地敏法君 8 番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 2 日間といた
したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 6 月 12 日までの 2 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森 太郎君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広
域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案 14 件、報告 1 件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 太郎君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和8年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第1回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。5月12日、13日、東京都で開催された全国道路利用者会議定時総会並びに道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会にそれぞれ出席し、総会決議、大会決議を基に令和9年度の北海道の道路整備や道路予算の確保等について道内選出の国会議員や国土交通省などに要望を行いました。

5月14日、壮瞥町として、北海道胆振総合振興局に対し、道道洞爺湖登別線サンパレス工区の整備促進、有珠山外環状線の整備として道道滝之町伊達線の橋梁架け替え、道道洞爺公園洞爺線の整備について要望を行いました。

6月1日、室蘭地方総合開発期成会として、室蘭開発建設部、胆振総合振興局に対し、令和9年度の国費等の要望を行いました。本町としましては、国道453号久保内交差点改良の整備促進、道道洞爺湖登別線サンパレス工区の整備促進、有珠山外環状線の整備として道道滝之町伊達線の橋梁架け替えと道路整備について要望を行いました。なお、当日は森議長のご同行をいただいております。

6月4日、全国高速道路建設協議会総会に出席し、総会后、道内選出の国会議員及び国土交通省に対し、令和9年度北海道の高規格道路の整備促進に関する要望を行いました。西胆振地方としましては、暫定2車線の4車線化について要望を行いました。

行政報告です。初めに、長流川（壮瞥町）水害タイムラインの検討状況についてご報告申し上げます。タイムラインは、災害発生の想定に基づくいつ、誰が何をするかを時系列でまとめた事前防災行動計画ですが、昨年11月に引き続き今年の2月25日、26日に東京大学大学院、松尾一郎客員教授のほか、有識者、関係機関、関係自治会長の方々による検討会を実施しました。1日目は松尾教授による講演会や関係自治会長の方々との意見交換会、2日目は有識者のほか関係機関、町職員参加の下、災害の各段階における行動概要の検討を行いました。今後は、行動骨子案作成に向けて関係機関や住民の皆様のご参加、ご協力を得ながら検討を継続してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、自治会長会議についてご報告申し上げます。5月21日、18人の自治会長と前田敏行政相談委員にご出席をいただき、地域交流センター山美湖で開催いたしました。初めに、自治会長を3年以上にわたり務めていただいた方に感謝状と記念品の贈呈を行った後、令和8年度の主な事業や財政状況などについて説明し、意見交換を行いました。いただいたご意見等は、今後の行政運営の参考とさせていただきます。

次に、国勢調査の速報値についてご報告申し上げます。国勢調査は、統計法に基づ

き5年に1度実施されており、このたび5月29日に北海道が公表した速報値では令和7年、2025年10月1日現在の当町の人口は2,349人で、前回調査から394人、14.4%の減少となり、医療機関の町外移転による影響もあり、胆振管内では最も高い減少率となっております。今回の調査では道内179市町村のうち95%に当たる170市町村で人口が減少しており、人口減対策は道内市町村の共通の課題ですが、国勢調査の人口は地方交付税の算定の基準にもなることから、今後これまで行ってきた施策に加え、第5次まちづくり総合計画に基づき移住、定住の促進に向けた総合的な施策の充実を図り、人口減対策に取り組んでいく考えであります。

次に、地域安全を確保するための空家等対策に関する協定の締結についてご報告を申し上げます。5月1日、伊達警察署において、空き家を狙った犯罪が増加傾向にあることから、伊達警察署と伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町の各自治体間で1市3町における地域安全を確保するための空家等対策に関する協定を締結いたしました。この協定に基づき伊達警察署と空き家に関する情報を共有することにより、防犯対策を推進し、犯罪を未然に防止して町民の皆様の安全で安心な暮らしの確保に寄与するものと考えております。

次に、地域経済の状況についてご報告申し上げます。令和7年度、本町の観光入り込み客数は176万7,000人で、前年度比98.5%となり、このうち宿泊客数は30万5,000人で、前年比99.5%となり、前年度とほぼ同水準となりました。長引く物価高騰、国際情勢の不安定化の中にあっても堅調に推移しており、これもひとえに事業者の皆様のご尽力や圏域で取り組む誘客の成果と認識しており、町では引き続き誘客と魅力ある観光地づくりを推進する考えです。

次に、道の駅そうべつ情報館の機能拡充についてご報告申し上げます。令和7年度に地方創生第2世代交付金を活用し、そうべつ情報館の売り場面積と喫茶厨房の拡充を実施し、4月からリニューアルいたしました。新たな特産品の展開や販売促進などに期待しているところでございます。町では、今後もより利用しやすい道の駅になるよう、国の施策や財源を活用し、計画的に機能強化を進めてまいる考えです。

次に、最後になりますが、第28回中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業結団式についてご報告申し上げます。5月25日、地域交流センター山美湖で中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業の結団式を開催いたしました。結団式は、平成5年5月22日に締結した友好都市宣言から長きにわたる壮瞥町とケミヤルヴィ市との友好関係の歴史と交流について認識を深め、参加意識の高揚と親善大使としてその役割を果たすことなどを目的として開催されています。今年度は8月4日から11日まで中学生28人、引率者6人の計34人を派遣し、ケミヤルヴィ市では3泊4日のホームステイを予定しております。また、今回の派遣には昨年のケミヤルヴィ市長の来町を受け、次代へつなげる新たな交流の基盤づくりとケミヤルヴィ市との友好都市関係を感じるまちづくりをテーマに町民派遣団を同日程で派遣することとしております。派

遣団は、町や議会の代表と商工関係者から成る８人で構成され、ケミヤルヴィ市との協議や市内の企業視察等が予定されており、このたびの派遣がケミヤルヴィ市と壮瞥町にとって友好関係を深める意義ある機会になることを期待しております。

以上、令和８年第１回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（森 太郎君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（森 太郎君） 日程第５、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

５番、佐藤 恣君。

○５番（佐藤 恣君） 現在歯の治療中ですので、発音が聞きづらい面が多々あると思いますけれども、お許しいたいて質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

質問事項として、壮瞥町の教育振興について、第３次壮瞥町教育大綱理解のためにということで以下質問をしたいと思います。まず、１番目として、第３次壮瞥町教育大綱について伺いたいと思います。壮瞥町の教育で長年の懸案であった壮瞥中学校の建築も令和７年７月末に完成、はや１年を迎えようとしています、新校舎のよき環境の中で学習に励んでいます、現在壮瞥町の義務教育、社会教育は壮瞥町教育大綱の活動目標による教育活動が進められています。壮瞥町教育大綱は、第１次として平成２７年１２月から３１年度までの５か年計画でスタート、第２次は令和２年から６年度まで、現在の第３次は令和７年度から１１年度まで、発足してはや１１年目となります。この教育大綱について、私たちを含め町民の皆さん、教育関係者でも理解している方は多くないのではないかと思います。令和７年２月に制定の第３次壮瞥町教育大綱、これは先ほども申し上げましたが、７年から１１年度までです。に定める基本的な学校教育の取組についてできるだけ平易、易しい言葉で説明を求めたいと思います。

質問の２点目として、併設型小中一貫教育の推進について、令和７年２月に改正制定した第３次壮瞥町教育大綱に示した施策の方向性として、小学校、中学校教育の連携として小学校、中学校の教育内容の充実を図るとともに円滑な接続に努め、小中９年間を見通した教育課程の編成による併設型小中一貫教育の推進をしますと制定しています。この併設型小中一貫教育推進についてもできるだけ易しい言葉で説明を求めたいと思います。

質問の３、久保内小学校の休校はいつまで続くのかということで、壮瞥町は現在久保内小学校について休校とし、壮瞥小学校に旧久保内小学校通学区域からスクールバスで通学し、日々学習に励んでいます。久保内小学校が壮瞥小学校に統合した平成３１

年3月開催の第1回定例会で教育委員会が示した町教育行政執行方針の中で、このたび近年の児童数の激減により、保護者、地域の皆様のご理解を賜り、久保内小学校を平成30年度をもって休校とすることとしましたと述べています。この休校措置決定に向け、教育委員会は教育委員会、教育委員会協議会を数多く開催、また30年度も教育委員会、教育委員会協議会、さらに壮瞥町総合教育会議を開催、久保内小学校の今後の在り方について協議しています。この会議等の開催は、町のホームページで公表している教育に関する事務の管理及び執行状況点検及び評価報告書にもありますが、休校とした説明はちょっと見当たりませんでした。ただ協議題目のみで休校扱いにした理由等について町民の皆さんは承知することができないのでなかったかと。久保内小学校の児童が壮瞥小学校に通学を始めて7年目にもなります。いつまで休校扱いとして継続するかについて伺います。

4点目、壮瞥高等学校の今後の在り方は、さきの教育に関する事務の管理及び執行状況点検及び評価報告書によると、令和6年10月10日開催の教育委員会協議会で壮瞥高校の在り方についてを議題として取り上げていますが、このことについてどのような内容で話し合われたのかについて伺いたいと思います。

最初に、以上の点についてよろしく願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（柴田暦章君） 5番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

第3次壮瞥町教育大綱についてですが、本大綱の大きな目標は、変化の激しい時代を子供たちがたくましく生き抜く力を育むこととしております。本大綱が目指す学校教育の取組内容を3つのポイントでご説明いたします。1つ目は、分かる授業と確かな学力です。タブレット端末などのICT機器を効果的に使い、子供たちが自分のペースで分かったと実感できる授業を進めます。基礎、基本を大切にしながら、自ら考え、表現する力を養います。

2つ目は、豊かな心と健やかな体です。いじめのない思いやりのある心を育て、フィンランド交流やふるさと学習を通じて広い視野と郷土への誇りを育みます。また、健康な体づくりに加え、有珠山の火山防災教育など命を守る教育を徹底します。

3つ目は、9年間のつながりと地域での支援についてです。小学校、中学校が連携し、9年間の一貫した流れで子供たちの成長を支えるとともに、地域や保育所、壮瞥高校とも協力し、町全体で子供たちを育てる環境を整えます。

以上のとおり本大綱の着実な推進を図り、子供たちが夢に向かってチャレンジし、笑顔で過ごせる教育環境の充実にに向けて取り組んでまいります。

次に、併設型小中一貫教育の推進についてですが、小中一貫教育は小学校6年間と中学校3年間の区切りをなくし、9年間という一つの大きな流れで子供を育てる仕組みのことです。9年間の連続した学びとして小学校と中学校の先生が話し合い、9年間を見通した学習計画、教育課程をつくることにより、中学校に上がったときの学習

の不安を減らし、スムーズに学習を続けられるようにします。教員間の協力体制として小中学校の教諭間で情報共有し、一つのチームとして一人一人の子供の成長を長く見守り、支えていきます。例えば壮瞥ならではの教育として、9年間の教育全体を通じて壮瞥の自然や歴史を学ぶふるさと教育を行い、自分の町に誇りを持つ心を育みます。小中学校と中学校が同じ敷地内や隣り合った場所にあるという併設型の強みを生かし、壮瞥の子を町全体で大切に育てる教育をしっかりと進めてまいり所存です。

3点目の久保内小学校の休校についてですが、休校する前の平成27年度に国庫補助を活用した大規模改修事業を実施したことで、学校施設の財産処分期間があることから、学校施設以外の活用が制限されていました。令和8年3月31日で財産処分期間が経過したことから、久保内小学校の在り方とそのほか老朽化した教育施設など、今後の方向性について町長部局とも連携し、検討してまいりたいと考えております。

最後に、壮瞥高校の今後の在り方について、令和6年10月10日に開催された教育委員会協議会での協議内容についてですが、令和6年9月に北海道教育委員会より発出された公立高等学校等配置計画では胆振西学区の中学生卒業者が令和7年度、前年対比で100人以上減少するという予測を踏まえて壮瞥高校の入学者の確保の方策などについて協議をしました。今後の在り方につきましては、町長部局とも検討、協議してまいりたいと考えております。

今後も壮瞥町教育振興につきまして議員の皆様と共に意見を交換させていただきながら壮瞥町の子供たちのために教育を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 全体的な答弁ありがとうございました。この教育大綱というのは全国の自治体が行っているもので、壮瞥町も先ほど申し上げたように2015年から取り組んでいるものですが、また私はこの教育大綱について町民の皆さんはあまり理解が深まっていないのではないかなと思いますけれども、このことについて教育をつかさどる教育委員会はどのように考えているか、もし認識が薄いとしたら、その要因はどこにあるのか、最初にその点について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町教育大綱につきましては、議員おっしゃられるとおり平成27年度より策定しておりまして、策定に当たりましては壮瞥町総合教育会議で説明し、策定しております。壮瞥町総合教育会議につきましては、原則公開しているものでございます。また、壮瞥町教育大綱につきましては、教育行政執行方針でも触れられ、また町ホームページでも公開していますことから、基本的に町民の皆さんには認識されているものと考えておりますが、認識が薄いということのその要因ということであれば、この大綱につきましては法に基づき策定し、町の教育施策としてつくられていますので、専

門的な内容があるのかなというふうに思っております。ですので、先ほど教育長からの答弁があったように、そのような内容で少しかみ砕いた内容でお知らせしていくなど、そういうことも必要に応じて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今ホームページ等で公開していると、そういう面で理解されているのでないかなというようにことでしたけれども、大変教育大綱は専門用語が羅列されているのです。そういう面で、今私は最初の質問の中でできるだけ易しい言葉、平易な言葉で答弁を求めたのはそのことなのです。何か専門用語を羅列したものを法に基づいて公開しているから、それでいいのだということでは私はいけないのでないかな。また、そういう面で実際に教育の現場に携わる学校自身も、このことについて父母の皆さんに対して分かりやすい言葉で、広報活動などもしているのではないかと思いますけれども、そういう面でやはり私は取組に改善を加えていくことが必要でないかなという気がしてなりません。

そこで、次の質問に移ります。先ほどの答弁の中に、ただ聞いているとこれはどんなことかななんて分からないことが出てくるのです。傍聴されている方をはじめ、YouTubeを見ている方も、先ほどの答弁の中にタブレット端末などのICT機器を効果的に使いとありましたが、初めてこのことを聞いて、どのような内容の取組か、今回このICT機器を使って効果を上げている活用の取組状況、これについて実践している内容について伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

ICT機器を使って効果を上げている活用の取組ということでございますが、現在小学校、中学校、高校の児童生徒にタブレット端末をそれぞれ1台ずつ貸与しております。貸与して授業を進めていっております。教科によっては、毎回タブレット端末を使用して個別に調べ物をしたり、グループで意見交換などに使用して円滑な授業展開をしておりますし、児童生徒は学習に対する理解度が高まっております。このようにICT機器を活用した個に応じた指導、個別最適な学びとありますが、を実施することでより分かる授業をつくり上げています。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 取組内容については理解しました。

そこで、ICT機器を効果的に使い、分かる授業と確かな学力の目標達成に取り組んでいる、これは最初の答弁にありましたけれども、確かな学力として、全国学力テストが実施されていますが、壮瞥町の学力テストの結果は全国、全道的に見てどのように評価しているかについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町の全国学力・学習状況調査の結果でございますが、全国、全道的に見てどのように評価しているかということについてですが、令和7年度の全国学力・学習状況調査では小学校の平均正答率で算数は全国、全道よりポイントが下回っていましたが、国語は全国より下回っており、全道では上回っております。中学校は、国語、数学とも全国、全道を上回っている結果となっております。各学校では、学期末テストや学力テスト、全国学力・学習状況調査、それから民間のＣＲＴ学力検査など、それぞれの検査結果を分析して、校内研修等でさらに分析をしたりしております。その分析に基づいて授業改善を行い、さらに小中学校では学力向上改善プランなどを作成して学力の向上に向けた取組をしております。このような授業改善ですとか分析結果により確かな学力の向上を図っているということでありまして、全国学調の結果ですとか、そういう結果に出てきていると認識しております。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 全国的に、また全道的な壮瞥町の子供たちの学力のことについては理解しました。

そこで、今度教育大綱の2点目に豊かな心と健やかな体というところで、いじめのない思いやりの心を育てることが大切だということに取り組んでおりますけれども、このことについて具体的どのような取組をしているのか、答弁される方は教育現場に携わっていないので、こんなことを聞くこと自体がむちゃかもしれませんけれども、どのような取組をしているのか、もしも承知していればその一例を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

豊かな心と健やかな体でいじめのない思いやりの心を育てることが大切だと、どのような取組をしているかということでございますが、豊かな心は道徳の授業をはじめ様々な教育活動を通して、自他の命を守る、みんなが笑顔で生活、いじめは絶対許されないなどを考えさせながら指導をしております。健やかな体は、学校生活において意欲的、継続的に取り組むことができる体力づくりを充実させ、体育の工夫、改善や体育活動の充実を図るとともに、体力テストを実施してその結果を分析、考察することにより、体力づくりの習慣化につなげています。また、小中学校とも体力向上プランにより体力向上に向けた目標を掲げ、具体的な取組を実施することで健やかな体づくりに取り組んでいます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 様々な取組分かりました。やはりそれが定着するような教育であってほしいなということを要望したいと思います。

そこで、併設型小中一貫教育について伺います。壮瞥町での小中一貫教育の取組は、壮瞥小学校のホームページを開いてみますと次のようなことが書かれておりました。令和２年度から壮瞥町教育研究会を中心として壮瞥型小中一貫教育に取り組み、令和５年度からは壮瞥町教育委員会を中心とした壮瞥町小中一貫教育推進委員会を組織し、町として一層の推進を図っていくことができるよう進めていますとあります。そして、小中９年間の系統性、連続性のある教育を基盤とした心身ともにたくましい児童生徒の育成を研究課題として、小中一貫教育の目標、目指す生徒像として目指す１５歳の姿としておりますけれども、この目標の目指す１５歳の姿と到達に至る学年別の取組目標、または内容について承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

この目標の目指す１５歳の姿と到達に至る学年別の取組目標、内容についてですが、今年度初の試みとして小学校と中学校で統一した学校グランドデザインを作成して、９年間の学びを通して目指す児童生徒像を共有しております。壮瞥町小中一貫教育指導のキーワードといたしまして、学びをつなぐ、指導をそろえる、主体的に関わるとしております。学年別の取組目標といたしましては、小学校１、２年生は学びの準備、３年生、４年生は学びの基礎づくり、５年生、６年生、中学１年生は学びの深まり、中学２年生、３年生は学びの充実と発展として、このような目標で取り組んでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ５番、佐藤 恣君。

○５番（佐藤 恣君） 今答弁聞いていてちょっと分からない点ありますけれども、そこは私の勉強するところでないかと思いますが、その目標に対して取り組んでいる姿、これが父母にも分かる形でぜひ実践、活動を高めていただきたいなという要望を添えたいと思います。

そこで、また壮瞥小学校のホームページ開いてみますと、８年度は５、６年生の音楽の時間に中学校の音楽の教員が指導に参加しますとありました。これはやはり併設型の特色かなとは思いますが、まだ８年度は４月、５月、今日は６月の１１日ですか、まだ月日はたっておりませんが、このような中学校の先生が小学校の５、６年生の音楽の指導に参加するということを実施しての実施状況ですね、現在の、取組もしも承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

令和８年度は５、６年生の音楽の時間に中学校の音楽の教員が指導に参加しますということでありましたが、実施して、議員おっしゃるとおり間もない部分でございますので、その評価については、今年度始まったばかりということでございます。評価

は、これからになるかなというふうに思っております。具体的には、小学校の児童にとっては専門性の高い中学校の教員からきめ細やかな指導を受けることで音楽への興味、関心や意欲が高まっている様子が見受けられます。また、中学校の教員にとっても、小学生の段階から学習状況ですとか成長過程を直接把握できるため、中学校進学後の指導をよりスムーズに行えるというようなメリットにもつながると期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 発足して間近なことですので、評価を求めること自体がむちゃなことかもしれませんが、やはり併設型として校舎も建設して、教員の相互交流といいますか、参加、これができるということは私は素晴らしいことでないかなということを考えております。ぜひこれが他のまちの教育実践に参考になるよう頑張ってくださいなという要望を添えたいと思います。

次に、久保内小学校の休校措置について伺います。休校措置は、平成 27 年度、2015 年に大規模改修工事に係る国庫補助活用のため財産処分期間があるためと先ほど答弁ありましたので、それは理解いたします。

そこで、この財産処分期限が令和 8 年 3 月 31 日で処分できるということであれば、私は令和 8 年度の教育行政執行方針、または町の行政執行方針等に触れておくべきでなかったかなと思いますけれども、この点どうなのでしょう。令和 8 年 3 月 31 日ってもう過ぎましたよね。ですから、これは前もってそういうことを町民の皆さん、または議会も行政側もお互いに理解しておくことが必要でないかと思うのですけれども、なぜ触れられなかったのかなということを思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（柴田暦章君） ご答弁申し上げます。

佐藤議員ご指摘のとおり、令和 8 年、2026 年 3 月 31 日に当該施設の財産処分制限期限を迎えたこととなります。教育委員会といたしましても今後の教育財産の適正管理及び有効活用を検討する上で極めて重要な節目であると認識しております。この重要な節目について令和 8 年度の教育行政執行方針において言及し、今後の見通しを明確にすべきでなかったのか、またどのような考えから触れられなかったのかという質問でございます。これについて執行方針への掲載を見送った理由と教育委員会の考え方についてですが、教育行政執行方針におきましては当該年度に実施する主要な教育施策や既に方向性が決定した基本方針を中心に取りまとめ、町民の皆様にお示しするという性質を持っております。本件に係る財産処分制限の解除は、今後の跡地利用や施設管理の方針を具現化するための前提条件が整うことを意味しております。しかしながら、令和 8 年度の教育行政執行方針を策定する段階におきましては、休校となっ

た小学校施設の具体的な活用策や地域住民の皆様のご意向把握、また町長部局など関係部署との総合的な調整など、行政全体として方針を一本化し、具体的な施策として公表できる段階には至っておりませんでした。このような検討途上の事案であるという背景から今年度の教育行政執行方針への掲載は見送ったものでございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 経緯は分かりましたが、私は、そういう期限を迎えて過ぎ去ったのですから、早急に久保内小学校の在り方について教育行政と町の行政が協議して方向性をぜひできるだけ早い時期に示していただきたいなという気がしてなりません。

そこで、次にお聞きしたいのは、旧久保内小学校から壮瞥小学校に通学するようになって年数がたしか7年目を迎えるのではないかと思いますけれども、この間父母、また地域から、久保内小学校を休校として現在壮瞥小学校に子供が通っているけれども、そのことについて何か声が寄せられたこと、町民の皆さん、または地域からそういうことについて声が寄せられたことがあればどのようなことがあったのか、なければないでいいのですけれども、伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

旧久保内小学校から壮瞥小学校に通学するようになってから数年たち、その間父母、または地域から寄せられた声ということでございますが、まちづくり懇談会等でそういったご意見等もいただくこともあったと思いますが、そのほか直接父母の皆さんとかからは教育委員会にはそのような声は届いていないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 意見が届いていないということは、久保内小学校の子供たちがスクールバスを利用して壮瞥小学校に通っていることについては特に異議がないと私は理解、その声がないということはずですよ、理解したいと思います。

そこで、現在の壮瞥小学校のことを知らないでこれからの教育の在り方を考えることができませんので、現在の壮瞥小学校通学区域、それと旧久保内小学校の通学区域から通学している学年別人数、これについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

壮瞥小学校区と久保内小学校区からの通学人数ということでございますが、壮瞥小学校区からの通っている児童は1年生17名、2年生17名、3年生10名、4年生は9名、5年生7名、6年生は12名となっております。久保内学区からの通学している児童ですが、1年生は2名、2年生は3名、3年生は3名、4年生は2名、5年生

は4名、6年生は1名となっております。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 久保内小学校通学区域からの児童数分かりました。

そこで、私は町が発行している広報、その一番最後のほうに人口の動き等について出ているのに関心を持って見ているのですけれども、出生児が少ないです。そこで、現在まだ入学しておりませんけれども、ゼロ歳から6歳ですか、そこまでの壮瞥小学校の通学区域と久保内小学校の通学区域からで出生というか、現在把握している人数、これをもしも承知していれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

これからの入学予定者ということで、今後3年間についてご答弁させていただきたいと思います。壮瞥学区の入学予定者、令和9年度には9名、それから久保内地区では1名、令和10年度は壮瞥学区から入学予定者は12名、久保内学区は2名、令和11年度では壮瞥学区での入学予定者は11名、久保内学区はゼロ名となっております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今の数字を見ると、先といいますか、何年後には本当に少ない小規模な学校になってしまうという心配をするのですけれども、よく教育委員会の委員の協議会などの協議事項を見ますと、小学校の在り方ということについて久保内小学校の在り方について何回も何回も取り上げていましたが、今後の久保内小学校の在り方、休校措置が解除になって、それでぱっと終わりにするのか、または現在の形で継続していくのか、教育委員会はどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（柴田暦章君） ご答弁申し上げます。

今後の久保内小学校の在り方につきましては、町全体のこととも関連してまいりますので、町長部局、理事者ともよく協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） やはり子供たちが学んで、そこで育つ、よい環境を今後も計画的に取り進めていただきたいと思います。

そこで、次に教育委員会が公表している教育に関する事務管理及び執行状況の点検及び評価報告書について伺いたいと思います。これは、町のホームページでも公表されておりますし、議員の皆さんには分厚い印刷物が渡っておりますので、お読みになっていると思いますけれども、令和6年度の報告書は7年9月に公表されております。そういう面で、7年度終わりましたけれども、多分私たちの手元に来るのは9月

か10月頃でないかなと思います。そういう面で、例えば6年度の10月10日ですか、そのときに壮瞥高校の今後の在り方についてということで項目がありました、協議項目です。そこで関心を持って調べようとしても、それ以上公表されていないのですよ、題目だけで。その協議内容はどのような内容であったかということをやはり私は公にすべきでないかなということで実は質問したのですけれども、それは何か全道的に100名以上前年度と比べて中学の卒業生が減少するので、今後の入学者の確保について協議したってありましたよね。そういう内容を私はただ題目だけをあの報告書に並べるのでなくて、できれば報告書の中にこういう内容で協議したというところまで触れることができないのかなと思いますけれども、このことについていかがでしょうか。題目だけ見てこれで協議しましたということ町民の皆さんに理解してもらうことは私は不可能に近いのではないかなと思いますけれども、そのような大切なことについてはもう少し親切にあの報告書の中にあってもいいのではないかなと思いますけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺います。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

教育委員会会議や協議会の会議についての内容をお知らせしてはどうかということでございましたが、教育委員会会議におきましては人事案件や児童生徒の就学援助に関することにつきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とされていますが、その他は公開されてございます。教育委員会協議会につきましては、非公開としてございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 人事案件だとか今言われた要保護だとか、個人情報に関することは省いても、そのようなことが公開されているということを町民の皆さんは承知しているかどうか、これは分かりませんが、やはり私たちは今後関心を持っていかなければならない事項でないかなと思います。

長々と私1人で質問しても時間だけ過ぎ去りますので、最後の質問にしたいと思いますが、この評価報告書の中で重点施策に関しての評価、執行状況だとか内容については内部評価、これについては分かるのですけれども、課題と方向性という欄があります。これはどなたが取りまとめているのかなと、また外部意見というのがありますけれども、外部意見はどなたが書かれているのかについてまず最初に伺いたい

と思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

点検評価の内容で内部評価ですとか、あと課題と方向性までにつきましては各担当のほうで取りまとめております。外部意見、最後にあるかと思うのですが、そちらにつきましては学識経験者ということで、元教員ですとか、教育関係者ですとか、そういった方々にお願いして書いていただいております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 今の答弁で理解はしたいのですけれども、学識経験者、当初最初にお願いした学識経験者何名いたのか。そして、現在何名の方がこの学識経験としているのか。この報告書ではその名前が書かれておりますけれども、これは報告書で名前が出ているので、個人情報でも何でもないと思いますので、最初にお願いした学識経験者の氏名、そして現在の学識経験者の氏名について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

学識経験者ということでございますが、どなたかというところでございますが、現在の令和6年度実績の点検評価につきましては、町の学習アドバイザーというところで、元教員の堀井先生にお願いしているところでございますが、過去の部分につきましてはこちらで承知しておりませんが、同じように教育関係者ですとか、教員や元教員などの方々に依頼をしていると思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 私が全部調べたわけではありませんけれども、最初に学識経験者としてお願いしたのが元壮警中学校の校長だったと思います。今どこに住んでいるか分かりませんし、壮警町に何年にいたか、在職したかも私は承知することができませんけれども、その方が現在も続いているのでないですか。何か壮警町のこのような人事だとか人をお願いするとき、1 回最初にお願いしたらずっと続いているのが私は壮警町の特色でないかなと思うのです。各種委員にしてもそうです。そういう面で、私はいま一度この学識経験者どなたにお願いしたのか内部で調査してみることも必要でないかな、そんな気がしてなりません。

いろいろと耳の痛いことも言わせていただきましたけれども、私は町民の一人として壮警町の教育行政が一步でも二歩でも前進し、そして町民と共に子供を育てるまちづくりに取り組みたいな、取り組んでいただきたいな、また私自身も各種教育活動に参加させていただいております。何か形式的に、例えば先日行われた高校生の意見発表会 1 つ取ってみても、例えば行政担当者、その所管している行政担当者が開会式に

は出ても途中退席されて、子供たちの貴重な意見を聞かないで、そして閉会式にぽつと出てくるような姿であっては私はいけないと思うのです。やはり私たち町民一人一人、またそれに携わり、担当している課の、または部署の方も、僅か1日のうちの3時間程度ですよ、席を外してそちらのほうに出て耳を傾けるような姿が私は今後のいろんな町の行政発展につながるのではないかと思います。そのようなことを申し上げて、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。いろいろありがとうございました。

○議長（森 太郎君） 答弁よろしいですか。

○5番（佐藤 恣君） はい。

○議長（森 太郎君） それでは、次移ります。

6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 私から町政に対する質問を2問させていただきます。

まず、質問事項、子ども・子育て支援金による住民負担増の問題と子供政策の適正化について。2026年4月より子ども・子育て支援金の徴収が始まりました。この制度は、公的医療保険に上乗せして徴収される新たな負担制度であり、児童手当の拡充などの財源に充てられるとされていますことから、いわゆる独身税ではないかとの批判も出ております。問題なのは、言葉ではなく制度の仕組みです。つまり給付は主として子育て世帯に集中する一方で、負担は独身者や若年層、中間層にも広く課され、そのことに不公平感を抱く住民が少なからずいるということでもあります。特に現在は、物価高や社会保険料負担の増加によって若い世代の生活は厳しさを増しています。少子化についても、結婚減が先にあり、その結果として出生減が起きている。少子化の本質は、第1子出生率の低下であるとの分析があります。にもかかわらず、少子化対策として社会保険料に上乗せしてさらなる負担を押しつけ、取って配るを拡大し続けることが本当に問題がないのか、私は強い疑問を持っております。

少子化対策予算は30年以上拡大され続けましたが、出生率は1994年の123.8万人から2024年には68.6万人へ減少し、出生率も1.50から1.15へ低下しました。この状況を見ると、これまで成果が上がっていない少子化対策を抜本的に見直し、結婚や子育てをしやすい経済環境そのものをつくる必要があります。また、税金や社会保険料を集めれば集めるほど末端では申請、条件、対象区分など複雑で不自由な制度が増え、無駄な人員や費用が必要となり、行政サービスの効率が悪くなります。だからこそ、まくだけのお金なら最初から取るなという視点も重要ではないでしょうか。私は、小さな政府、安い税金、つまり国民から税金等を必要以上に取らず、本当に必要な施策に重点化する政治こそが結果として若い世代を支える道ではないかと考えております。そこで、以下について質問させていただきます。

1、国民健康保険等の公的医療保険に上乗せして徴収される子ども・子育て支援金について、制度の概要と被保険者の負担増はどの程度となるのか。

2、独身税とも言われる本制度は、新たな不公平感を生むなど、制度として問題があり、物価高騰が家計を直撃しており、さらに住民負担を強いる本制度について本町として住民への説明、意見聴取を行い、さらに国に制度の再考を促すべきと考えるが、どうか。

3点目、本町では子ども・子育て関連事業は主としてどのような成果を目的として実施し、政策の適正化と財政健全化を進めるために事業の見直しや廃止を行っているのか。また、これまでに事業の廃止、削減等を行った実績はあるか。

それでは、質問の2点目です。(仮称) 壮瞥・伊達風力発電事業の再エネ施設のルール整備について。再生可能エネルギー設備は、単なる発電設備ではありません。太陽光発電設備や陸上風力発電設備は、設置場所によっては森林伐採、切土、盛土、搬入道路整備、排水処理等、大規模な土地改編を伴います。つまり再エネ設備は、地域の景観、防災、水源、農地、観光、住民生活等に長期間影響を与え得る大変重要な問題でもあると考えます。

近年、全国各地で再生可能エネルギー設備をめぐる様々な課題が指摘されています。例えば山林伐採に伴う土砂災害リスク、豪雨時の排水問題、景観悪化、住民説明不足など様々な問題が指摘されております。再生可能エネルギー設備は、一度設置されれば20年、30年単位で地域に存在します。したがって、設置時だけの問題ではなく、維持管理はどうするのか、事業者が替わった場合誰が責任を負うのか、老朽化した設備はどう撤去するのか、原状回復はどこまで行うのかなど、こうした事後責任まで含めて考える必要があります。

特に今後予定されている壮瞥・伊達風力発電事業については、町が国のエネルギー政策を決定する立場にないとしても、実際に設備が設置され、長期間にわたり地域住民が影響を受ける以上、本町として本当に地域として受け入れるべき事業なのか、地域負担に見合うものなのかという視点を持つことは重要ではないでしょうか。重要なのは、再生可能エネルギーだから無条件に推進するという単純な議論ではなく、地域としてどこにどのような設備を設置し、どのような責任を求めるのかという地域ルールを明確にすることだと考えます。

以上を踏まえ、以下の点について伺います。

1点目、町として壮瞥・伊達風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について本町として事業者にどのような意見を提出したのか。また、今後の環境影響評価手続において自然環境、景観、防災、観光、住民生活等の観点からどのように事業者との協議、調整を行っていく考えか。

2点目、3月17日に地域住民への説明会が行われましたが、本事業は一部地域に限らず町全体に関わる問題でもあり、全町民を対象とした説明会の開催を事業者を求めるべきと考えるが、町の見解を伺う。

3、風力発電事業については、将来的な事業撤退や事業者変更等により設備撤去や

土地の原状回復が不十分となる懸念も指摘されている。町としてこうしたリスクに対し、どのように実効性を担保し、地域負担を防いでいく考えか。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 6番、湯浅議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1つ目の1点目の子ども・子育て支援金制度の概要と被保険者の負担についてですが、本制度は国が進めるこども未来戦略加速化プランの一環として創設されたものであり、令和8年度から公的医療保険制度を通じて段階的に徴収されることとなっております。徴収された支援金は、児童手当の拡充、妊娠、出産、子育て支援の充実、働き方改革に伴う支援施策など、少子化対策の財源として活用されるものと承知をしております。また、被保険者の負担額につきましては、加入する医療保険制度や所得水準により異なりますが、国が示す試算では段階的に導入され、最終年度の令和10年度以降の平均では月額数百円から1,000円程度、所得に応じた負担が求められるものとなっております。町としましては、負担の詳細や住民への影響について情報収集に努め、必要な周知を行ってまいります。

2点目の本制度に対する課題認識と住民への説明、国への働きかけについてですが、議員ご指摘のとおり、この支援金制度は負担と給付のバランスをめぐり様々な議論や不公平感を指摘する声があることは承知しておりますが、この制度は国が法律に基づき全国一律で実施するものであり、制度の目的や使途、負担の必要性について国が丁寧な説明責任を果たすべきものと考えております。町としましては、広報やホームページ等を通じて町民の皆様に分かりやすく丁寧な情報提供に努めてまいります。新たな制度の導入に当たっては、住民の皆様の理解と納得が不可欠であり、町としましては寄せられる声をしっかり受け止め、必要に応じて全国町村会や北海道町村会などを通じて国に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目についてですが、本町の子ども・子育て関連事業は主として子育て世帯の経済的負担の軽減、保護者の安心感の向上、そして若い世代に選ばれるまちづくりによる移住、定住の促進を目的として実施しているものであります。本町では、限られた財源の中で持続可能な行政運営を行うため、子ども・子育て関連施策に限らず、全ての事業についてその必要性や効果、社会情勢の変化等に応じて継続的に検証し、必要な支援を維持しながら、より効果的、効率的な施策となるよう、事業内容の改善や重点化、制度の見直しを行っております。町としては、単に財政支援を拡充するだけではなく、若い世代が将来に希望を持ち、安心して結婚、出産、子育てができる社会環境づくりが何より重要であると考えております。今後も住民負担への配慮を十分に行いながら、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2つ目の質問事項、風力発電事業についてですが、1点目の計画段階環境配慮書に対する町の意見につきましては、北海道から町に対して環境保全の見地から意見を求められておりましたので、景観への影響、自然環境への影響、生活環境への影響、農業への影響、地域施設への配慮、地域特性を踏まえた安全対策、工事及び土砂対策、撤去及び原状回復、地域説明及び合意形成、累積的影響、脱炭素効果の11項目を挙げ、事業者が十分な調査と丁寧な説明を行い、慎重に検討することを求める意見を北海道に提出したところであります。北海道では、関係市町の意見を勘案し、北海道として意見を事業者提出することになります。今後の環境影響評価手続における事業者との協議、調整につきましては、方法書や準備書の段階において北海道を通じて町の意見を提出するのはもちろんのこと、日頃から事業者に進捗状況の報告を求め、懸念される事項があるときは事業者へ直接意見を申し述べてまいります。

2点目の全町民を対象とした説明会の開催につきましては、環境影響評価法では配慮書の次の段階となる環境調査や予測、評価の方法をまとめた方法書の縦覧期間内に説明会の開催が義務づけられており、この説明会は町民の皆様を含め、広く誰でも参加できる説明会になっております。町としましては、事業者による町民の皆様への積極的な情報提供や丁寧な説明が必要であると考えており、方法書段階の説明会の開催を待たずに必要に応じて全町民を対象とした説明会の開催について事業者と調整してまいります。

3点目の将来的な事業撤退や事業者変更等により設備の撤去や土地の原状回復が不十分となる懸念につきましては、町としましても現実的な課題として真剣に受け止めているところであり、配慮書に対する町の意見としても提出しておりますが、今後の環境影響評価手続を通じて事業者に対して意見を提出するなど、実効性を担保するための措置や地域負担が生じないように取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。まず、1点目なのですが、子ども・子育て支援金についての再質問をさせていただきたいと思います。

住民負担の質問を1点目にしたのですが、答弁では国の一般的な試算のみが示されておりました。しかし、本町の住民にとって重要なのは全国平均ではなくて自分たちの負担です。本町の国民健康保険加入者について総額で年間どの程度の負担増となる見込みか、被保険者1人当たりではどの程度か、把握しているのであればお示しください。

また、所得によって異なるところではございますけれども、例えば年収200万円、400万円、600万円程度の世帯ではどの程度の負担になるのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君）　ご答弁申し上げます。

子ども・子育て支援金の負担につきましてですが、当町におきましては国民健康保険の保険者ということで試算しておりまして、令和８年４月の広報にも載せておりますが、国民健康保険世帯の負担額は所得割、均等割、平等割、それから１８歳以上平等割という項目でそれぞれ積算しまして徴収することになります。

そして、具体的な２００万円、４００万円、６００万円という試算はしておりませんけれども、２月２７日に開催されました全員協議会では、夫の収入が３５０万、妻の収入が１００万円、そして１８歳以下のお子さんが２人の４人世帯で月額７４０円、年額８,８８４円、それから収入が２５０万円の単身世帯では月額が４７５円、年額で５,６９６円、それから夫が年金収入８０万円、妻も年金収入８０万円の７０から７４歳の夫婦２人世帯で月額８０円、年額９６０円という試算をお示したところでございますので、それ以上についてはちょっと今のところは数字は持っておりません。

以上です。

○議長（森　太郎君）　６番、湯浅祥治君。

○６番（湯浅祥治君）　答弁ありがとうございます。今ご答弁いただきましたけれども、１人当たり増えていくというのはあると思いますし、広報でも確かに載っていたと思うのですが、やはり具体的に各総収入額によつての試算もぜひ載せていただければいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問にまた移らせていただきます。先ほど２点目として住民説明と国への要望についての質問もさせていただいたのですが、国保及び後期高齢者医療保険加入者を対象とした住民説明会や意見徴収の場を設ける考えはございますか。よろしくお願いいたします。

○議長（森　太郎君）　答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君）　ご答弁申し上げます。

住民説明会の関係ですけれども、先ほど町長からの答弁でもありましたが、この制度は国が法律に基づいて全国一律で実施するもので、制度の目的や用途、負担の必要性については国が丁寧に説明責任を果たすべきものであると考えておりますし、あとは国のほかに各保険者、社会保険ですとか、それぞれ、町であれば国民健康保険ですけれども、その保険者によつては負担額の積算が違いますので、町全体としての説明会を開催するという考えはございません。

以上です。

○議長（森　太郎君）　６番、湯浅祥治君。

○６番（湯浅祥治君）　先ほど答弁もございましたけれども、国の制度だから、国が説明責任を負うというお考えも確かにあるかと思うのですが、やはり住民としてはそういう、私たちがそういう説明を受けるべき立場にあると思うので、国の制度とはいっても分かりやすく町民の方に説明をすべきと思っておりますので、その辺を

よろしくお願いいたします。

その次、また再質問させていただきます。先ほども必要に応じてとのことでありました。具体的にどのような意見や要望が寄せられた場合に町として国への要望を検討するのか。いかがでしょうか、お願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

国に対しての要望について必要に応じて行っていきたいということで町長のほうから答弁させていただきましたが、町としましてはまずは制度内容を十分に把握して住民への影響を見極めることが重要かなと思っております、その上で住民からの声が上がってきた場合に本当にそういった改善を求めるべき事項があるのかというのを検証して、近隣市町、北海道であったり、町村会などの関係団体と話し合う中で国への要望が必要であれば要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 必要であれば北海道町村会を通して要望と言及されておりましたけれども、一方では町として独自に国へ意見や要望を提出することも制度上は可能と思われます。本町として独自に国へ意見や要望を提出する考えはございますか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

現時点では考えはございません。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 要望については、先ほども申し上げましたけれども、直接国にも言うことができると思いますので、その辺も検討していただければ幸いです。

続きまして、3番目の質問で子育て支援の適正化ということで質問をさせてもらったのですが、先ほど経済的負担軽減や安心感向上と答弁されておりました。では、それらをどのような指標で測定しているのでしょうか。例えば出生率、合計特殊出生率、転入世帯数、子育て世帯の定住率、利用者満足度などの具体的な成果指標を設定しているのか伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

成果指標についてでございますけれども、行政評価、政策評価のほうで目標は設定しております、合計特殊出生率なんかについても目標を挙げておまして1.40という数字を挙げておりますが、そこには目標は達成しておりませんけれども、出生率ですとか、移住してきた人数ですとか、そういった個別のことではなくて、各種子育てに関する相談件数がどのような推移をしているのかですとか、そういった形で総合

的に判断していきたいなと思っておりますし、政策評価の中では重要事業評価指標、KPIということで子供を産み育てやすい環境だと感じる子育て世代の住民の割合ということでこれを目標に掲げておりまして、総合戦略にものせておりますけれども、こういった形で数字を検証していきながら子育てがしやすい若い世代に選ばれるまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） もう一点、ちょっとお話を聞きたいのですけれども、継続的に見直しを行っているとのことでしたけれども、過去5年間で子ども・子育て関連事業についてお伺いしたいと思います。その中で廃止した事業はあるのか、縮小した事業もあるか、そのほか補助額を減額した事業は何件あったのでしょうか、具体的な事業名と理由を伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

過去5年間で子育て支援策で廃止、縮小などした事業はございません。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 5年間で廃止した事業はないということで、ずっと継続的に事業をされているということでございますけれども、また再質問させていただくのですけれども、子ども・子育て支援事業は年々拡大しているのですけれども、一方で出生数、先ほど1.4が一応目標ということで、達成はできていないというお話も聞きましたけれども、全国的に出生率低下をしています。本町でも各事業について費用対効果の検証をどのように行っているのでしょうか。例えば第1子が生まれたら50万とか祝金をあげるという話もありましたけれども、検証している事業はありますか、お伺いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

費用対効果について検証している事業はあるかというご質問だったと思いますけれども、子育て支援事業に限らず、町で実施している事業につきましては、費用対効果を含め、いろいろな観点から効果については予算要求ですとか、あとは予算査定の中で理事者も含めた中で検証はしているというふうに認識しております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 費用対効果は、私前にもお話をしたことが、一般質問でも質問はしたことがありますけれども、事務事業評価という、そういう方法もございます。これもやはり大切に町民の方にお知らせする内容ではないかなとは思いますが、ただ、その費用対効果を町のほうでも具体的には話し合ったということでしょうけれども、それに対する実際の評価を町民に分かりやすく出すものがやはり事務事業評価でもあるのかなと思って、ぜひ検討していただきたいなと思って前回も2度ほど一般質問

をさせてもらっているのですけれども、町民に分かりやすく、やっていることが本当に明確に出てくるのではないかなと思うので、ぜひこれも検討していただきなと思っています。

それで、先ほど経済的負担、安心向上という答弁もございましたけれども、一方で住民の中で、新たな事業や給付を増やすのではなく減税などによって手取りを増やしてほしいという声もあります。本町としてそのような声にも向き合う必要があると考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私から、政策全般に関わることなので、ご答弁を申し上げたいと思っておりますが、政策評価につきましてはさきに定例会等で一般質問をいただいたときにご答弁を申し上げた記憶もありますけれども、本町では平成8年度から外部委員会を設置して行政改革を進めていると、平成13年度からは全事務事業を対象に政策評価を行い、平成27年度から重点事業を中心に政策評価を行い、行政評価を行い、その結果については、小さい字になって申し訳ないのですけれども、毎年広報で周知をさせていただいているところであります。

町では、平成28年度以降収支不均衡になり、令和元年度以降は財政収支の改善なくして町の将来展望は開けないという危機感の下、予算編成や査定、執行の各段階で歳入の確実な確保と歳出の削減に努めてまいりました。その結果として令和2年度から基金保有額は増加に転じ、令和5年度決算までは実質単年度収支が3年連続で黒字となるなど一定の成果があったものと認識をしております。こうした収支改善の成果を踏まえて、本町では令和3年度以降、条例の制定も行い、それに基づいて町独自の子育て支援策として医療費の高校生までの無償化拡充、子育て応援祝金の創設、そして拡充、さらにはハード的なものとして子育て支援の一環として考えてもいいのかなと思っておりますけれども、望ましい教育環境づくりということで中学校の整備ですとか空調、エアコンの設置も保育所等にいち早く行うなど、子育て環境、教育環境の充実に努めて取り組んでいるところであります。

ご質問の見直し、廃止については、出産祝金の拡充という見直しは行っておりますけれども、近年国全体として少子化は一丁目一番地の政策であるということですか、国全体として子育て支援を充実する方向にあることから、町独自の広子ども・子育て事業で廃止したものはないと、先ほど担当課長が申し上げたとおりであります。今後も予算編成や事務事業評価の中で事業の効果や財政状況を十分に精査するとともに、議員の皆さんとの意見交換を含めて踏まえながら、したほうがいいということであれば必要な見直しについて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、減税という視点もありますけれども、国全体で考えていただく問題なのかなというふうに思っているところでもあり、町の町民税を減税するですとか固定資産税

を減税するということについては、直ちにそのような政策を展開する場面ではないのかなと、このように思っているということを申し添えて答弁いたします。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。確かに壮瞥町の子育て支援政策、事業については充実されているという話は聞いております。本当にその点はすごく評価はしているわけですがけれども、先ほど最初に申し述べましたけれども、今の少子高齢化についてはやはり30年その結果が出ていないと、その原因は何かといったら、結婚がされていかないと、結婚がどんどん遅くなっていく、または若者世代の負担が増えていってだんだん経済的に苦しくなっていく状況もある。また、最近ではまた物価高が追い打ちをかけている。こういう状況もございます。その中で今必要な政策は、確かに支援ばかりに目がいくわけですがけれども、そうではなくて、若者世代、ほかの世代もそうですけれども、所得を増やす。だから、そのためには、今申し上げましたけれども、社会保険料、国民健康保険料どんどん、どんどん値上げされていて、また税金もどんどん上がっているということは、私たちの使うお金がどんどん減っているということでございます。そうならないようなためにいろんな事業の見直しをしながらやっていかなければならないのではないかな、それがやはり一番大きな問題になるのではないのか。

確かに国のようにたくさんいろんなあれをあげるというのもいいのかもしれないけれども、それではなくて、それでいったら結果的には成果が出ていないわけです。30年下がり続けているってさっきも述べましたけれども、本当にそうい状況が続いているのです。だから、これならば、私たちがやるのはいろんな無駄な事業を見直ししながら、それにはやはり事務事業評価も使っていくとか、できれば町民の負担を減らしていく、こういうやり方が必要ではないのですか。前に品川区の区長さんの公約の話もさせもらったのですけれども、確かにその方は1年間で23億円でしたか、その節約をしたということができのです。でも、やろうとすれば、今は本当に限られた予算の中でいかに費用対効果、無駄なものは削っていく、そういうやり方をしているって、小さな政府って言いますけれども、行政がなるべく手をかけないで、そして小さな政府をして、そして安い税金にしていこうというのがすごく大事で、それがやはり子育て世帯も含めて若者世代も含めて支援になるのではないかなというふうに思います。最後にそれについて町長に再度ご質問して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（森 太郎君） ただいまより昼食休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

少子化対策などをめぐって負担と給付、そして費用対効果の面も含めてどういう認識かというご質問だったと思いますので、ご答弁を申し上げたいと思います。まず、少子化対策について必要なのは何といても安心して結婚、出産、子育て、最初の答弁で申し上げましたとおり子育てができるということが大事であって、若者世代が将来の展望と家庭を持つことに明るい展望が持てると、こういった社会環境づくりが大切であると、このように思っているところであります。現在はなかなかそうならないということで少子化に歯止めがかからないということになっておりまして、湯浅議員も我々の世代とやっぱり社会経済の構造が違っていると、将来に対する何らかの不安があって家庭を持つことにちゅうちょする若者世代が増えているのではないかと、このように思っておりまして、一部には政治の責任であるという声もあるというように承知をしております。

本町では、財源の確保だとか給付の考え方についてですけれども、先ほどの答弁と重なりますけれども、行政改革をいち早く進め、政策評価を取り入れたところであり、取組をしてきましたけれども、平成 28 年度から収支不均衡に陥ったということもあって令和元年度以降につきましては危機感を共有し、予算の編成、査定、執行の各段階で歳入の確実な確保と歳出の節減に努めて、ようやく収支改善の成果が出てきて、本町では令和 3 年度以降、町独自の子育て支援や政策全般について独自の政策を、若干ではありますけれども、展開できるような環境となったというふうに思っております。

こうした状況ですので、町独自で負担を軽くしていくということについてはなかなか難しい現状かなという認識を持っております。何といても産業の振興、子育て支援、老後も安心、火山との共生などといった総合的な政策を推進するには健全な財政運営が必要であり、これ以上給付を軽くしていくということについてはなかなか難しい現状があるのかなと思っているということとはご理解いただければと思っております。今後は、国の政治、政策を注視しながら町独自の政策というものがいかにあるべきかということを考えていきたいと思っておりますし、今後も予算編成や事務事業評価の中で事業の効果や財政状況を十分に精査するとともに、議員の皆様とこうした機会を通じて、予算委員会、決算委員会などを通じて意見を交わしながらよりよい施策に結びつけていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） 6 番、湯浅祥治君。

○6 番（湯浅祥治君） 町長、答弁ありがとうございます。何度も申し上げて申し訳ないのですが、壮瞥町は本当に優しい町と言われます。ほかの方から見ても壮瞥町は本当にすごいねって言っている方も結構いらっしゃいますし、そのやっている

あれを否定するわけではございません。そういう優しさを否定しているわけではございません。ただ、これから予算が限られた中でやっていかなければならない時代です。国にばかりそういう交付金とかをいただけないこともあるかもしれないし、そういう場合何を基準としてやるのかとなれば、やはり事務事業評価とか、その中でPDCAサイクルってすごく重要な4つの道がございますし、この4つの道、皆さんご存じだと思うのですけれども、本当に愛があって、その計画を実行して、それをチェックして、反省をして、そこにまた改善をして実行する。このサイクルをPDCAでやるということがすごく重要になって、本当にその事業が生かされているだろうかというのを常々理事者、町側も検証する必要があるのではないかなと思うのです。私たちがそれをチェックする立場にもあるわけですが、町としてもそれだけ大きな事業をたくさんやっている中で大変かもしれませんが、そういうのは。でも、チェックをする中に改善、トヨタでいう改善、これをやっていったら、本当にその事業が必要なかどうかを見極めていかないと無駄になっていく。最初に申し上げたように30年間どんどん、どんどん膨らんできて、そういうふうにはやってはいるのです。それが効果がないという現状が今現実にあるわけですから、本当に少子化って何なのということだと思うのです。そのところにもう一回、若者が結婚できない環境にいるから、もっと所得を増やしてあげようとか、そういう考えで経済環境に特化するとか、そういう政策に重点を置くとか、全部が全部やるわけではなくて、そういうふうにして効果的なものに合わせていくような施策、それをぜひ今後も展開していただければいいかなと思います。本当によろしくまたお願いいたします。

それと、続きまして2番目の質問に入らせていただきます。風力事業についての検証でございますけれども、答弁でもありましたけれども、環境配慮書への評価ということなのですが、町として11項目の意見を提出したというのは理解しました。しかし、その多くは風力発電事業一般に共通する論点にも見受けられます。そこで、伺います。

本町が今回の環境配慮書を読んだ上で特に懸念している事項は何でしょうか、一般論ではなくて本事業計画に即して具体的にお示しいただければ幸いです。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

先ほど町長のほうからご答弁したとおり、11項目挙げております。それで、当町は農業と観光の町というところで、観光といえば景観の部分、そういった部分もしっかりと調査、検証するように求めているところでございますし、あとは自然環境、それから生活環境というところもありますが、住民生活に密接に関わるといえば騒音等、そちらのほうについてもしっかりと調査検討がされるように求めています。それから、あとヒグマの行動が変わったり、そういうことも考えられますので、そういった部分についても調査検討をお願いというか、求めているところでございます。全体と

しては、他地域も含め、いろいろ課題というか、そういう影響の出る可能性があるところはある程度一致している部分と、あと先ほど言ったような部分で当町の部分での特色も踏まえた中で今後も事業者のほうにはそういったところの環境保全の部分を求めていきたいと考えております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。懸念する事項結構多いのかもしれませんが、11項目の中で特に農業、観光、それは当町の重要産業でもありますし、その影響というのは特に考えていけないといけないと思うのですけれども、まず景観について壮瞥町は支笏洞爺国立公園の一部でございます。その中にも観光客、外国の方でもいいのですけれども、風力の風車が見えたらどう思うのかなという、私は率直にそう感じるのです。やはりそこら辺は配慮があって、自然はいいのに何でもそんなものをあんな山の尾根に造ってしまったのだろうねって思われるのではないかなって、観光がメインというお話もありましたけれども、それはあるのではないかな。それを懸念材料として言っていかなければならないし、本当にそれが必要なのかなというのは正直なことだと思うのです。それで、もう一つあるのは健康被害ですよ。久保内地区の住民の方に聞いても、やはり健康被害、低周波ですか、騒音被害、その被害です。あるところによると携帯が使えない地域が出てくるとか、いろんな問題が出てくるのではないのかなって言われておりますし、その辺もぜひ懸念材料として配慮していただきたいところではございます。

それでは、続きまして、先ほど必要に応じて、説明会の話ですけれども、応じての答弁がございました。そこで、伺います。町としてどのような状況になれば説明会が必要であると判断するのでしょうか。例えば住民から要望があった場合、説明会参加希望者が一定数を超えた場合、町への問合せが多数寄せられた場合など具体的な判断基準はあるのでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

現在配慮書の縦覧を終えて、それで市町村から北海道知事に対して意見を出しているところでございまして、それを勘案しまして道知事のほうに事業者へ意見を申し述べていくという今現段階にあります。それで、説明会の開催の部分につきましては、これからの事業の進捗状況等を踏まえながら、方法書の段階で説明会、町民の皆さんも参加できるものがございしますが、その前に事業の進捗状況等を踏まえながら時期については検討して事業者と調整してまいりたいと考えております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 説明会等、やっぱり説明というのはすごく大事になると思います。住民がそれだけ不安を感じておりますし、環境の部分含め、また健康被害も含め、皆さんやっぱり疑問に思っていることたくさんあると思うのです。まだ知らない

方もいらっしゃるし、特定の地域にするだけではなくて町全体としての説明会はやってもらいたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

興味深い話が新聞に載っていたので、ちょっと紹介したいのですが、これ4月の23日付の道新で関西電力の風力計画、これは余市町長が不同意ということで道新に載っていたのです。やっぱり町民の理解がされていなかったということで、町長がそういう表明をされていました。これは、余市町の町長さんもいろいろ考えた上での決断ではないかなとは思いますが、いろいろ住民に対して住民から不安のないような形で説明を実施し、その結果どうなのかというのを決断していただくのが一番いいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、続きまして3点目の原状復帰、それについて質問したいと思います。町として原状復帰に懸念しているところでございますけれども、事業者倒産時、撤退時において撤去費用や原状回復費用を確実に確保するために、保証金ですか、あと供託、保険、第三者管理など求める考えはございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

現在配慮書というところで配慮すべき事項を選択し、文献調査等をした結果を載せた図書が出されているというところでございます。次の段階にいきますと項目であるとか手法であるとか、調査のそういうところの手法が明らかにされていって方法書という形で図書が出されていきます。現在でいきますと配慮書ということで初期段階という部分もございますので、現在そういった形で具体的に何か実効性を担保できるようなものを協議を進めるというところではございませんが、今後実際に環境影響評価手続が進んでいく中でそういった部分も含めて協議、調整はしていきたいと考えております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 原状復帰についてですが、ここに、ちょっと参考になるかどうかあれなのですが、4月25日の道新に載っていた記事がございまして、これはせたな町の国内初洋上風力、これがたしか2004年だと思うのですよね、せたな町が再生可能エネルギー事業をやるということでやったのですが、その撤去が来年度2027年度になるということだったのだけれども、その撤去費用、当初より1億2,000万増えて5億2,000万になると。たしか7億ぐらいの事業、設置費用がかかって、撤去するのに5億2,000万もかかって、それで町が負担すると、それもありますけれども、もしこれが町が負担するとなれば大変なことになるし、国がやるにしたって、北電がやるのかどうか分かりませんが、それをやったらどれだけ莫大に税金が投入されるのか。設置にもかかる、撤去にも何億円もかかって、それって再生可能エネルギーって本当に必要なのですかということ、道新さんですけれ

ども、そういう話も出ておりました。

釧路湿原のことも最近話題になっていましたよね。前も私も一般質問で再生可能エネルギー、あのときは太陽光パネルに特化したのかもしれないけれども、それですごく問題になりましたし、実際に国立公園の中に、向こうのほうは特定公園なのか分かりませんが、その中にそういうものを造ってしまったら、自然が破壊されていく、そういう意味でそれは本当にどうなのだろうって、またそれを撤去するときに原状復帰できるのかどうか、そういう担保があるのかどうかということだと思うのです。それも踏まえてぜひ検討していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、再生可能エネルギーについて脱炭素政策という、一貫して推奨されております。もちろん技術革新そのものを否定するつもりはございません。しかし、一方で発電効果、効率、これは太陽が照ったら発電できるけれども、太陽が出なかったら発電できない。風力だと風吹かないと電気が起こせない。これが本当に今北海道の中でも問題なのは、ラピダスが半導体、あとデータセンターとか、すごく電力を食う事業があるのです。ラピダスでたしか全道の10%ぐらい、1割余ぐらいは使うという話を聞いておまして、この電力を確保するためにどうするのか、これは再生可能エネルギー、はっきり言えば太陽さんが出ないけれども、そのとき半導体休んでちょうだいね、風が吹かないから休んでくださいね、そういうわけにはいかないのではないかなと思うのです。再生可能エネルギーというのはそういう問題、いろいろな問題があるのではないかなと思います。

しかし、一方で、特に連動ありきで大規模導入を進めれば結果として電力コストや地域住民負担の増加につながっていく。再生可能エネルギーについては、買取りで賦課制度ですか、賦課金で電力をどんどん、どんどん上げているのです。その高い電力で果たして経済的な、世界的にそういう経済の競争ができないのではないかなって思うのです。エネルギーがどんどん上がっていく中で、また今原油が入ってこないとかいうリスクもあって、これがどんどん、どんどん。その中で電気代は上がる、油代は上がる、何でも上がった中で世界的な競争が日本の企業ができるのかどうか、そういう問題もあるのではないかなと思います。

さっき申し上げましたように、太陽光発電は太陽が出ているときしか発電できないという基本的な根本的な制約がございます。しかし、天候によって発電量が大きく変動するし、また風力についても風が吹かないと発電できない。つまり再生可能エネルギーだけで安定的な電力供給を行うことは決して簡単ではないということです。そのために、実際には火力発電等によるバックアップ電源、送電網強化、周波数調整等も必要となっております。つまり単純に発電設備だけを見ればよいのではなくて、その背景にもある系統安定化のコスト、インフラ負担まで含めて考える必要がございます。

さらに、太陽光発電については広大な土地も必要とします。風力発電にしても山林

の伐採を必要とするし、防災や景観への影響も生じます。また、設置したら終わりではなくて 20 年、30 年単位で管理しなければならないというのがそういうインフラなのです。しかも、事業者変更や S P C 化等によって実質的な責任主体が見えにくくなるケースもございます。その結果、誰が管理責任を負うのか、問題が起きたときに誰に対応を求めればよいのかが不明確になる懸念もあります。

加えて、エネルギー安全保障という観点から見ても単純な話ではなくて、確かに日本は中東依存が高く、現在も中東情勢は極めて不安定です。実際ホルムズ海峡をめぐる緊張や物流混乱により、原油価格やエネルギー価格の上昇が現実のものとなっています。しかし、一方で太陽光パネルや風力発電設備、さらに蓄電池等については特定国への依存、レアアース等の重要鉱物への依存も極めて大きいのが特徴です。国際エネルギー機関、I E A がありますけれども、レアアースについては中国が精製や磁石製造で圧倒的なシェアを持っているのです。つまり再エネ導入がそのまま中東依存から脱却やエネルギー安全保障の解決にはなるわけではなくて、別の形で特定国依存やサプライチェーンリスクが発生してしまうということです。さらに、太陽光パネルの原材料でもあるポリシリコンについても新疆ウイグル地区で強制労働等で国際的に指摘されています。米国政府でも、強制労働による製品流通防止の観点から対応を強化しています。

だからこそ、重要になるのは再生可能エネルギーだから無条件に推進するという発想ではなくて、地域としてどこにどのような設備を設置するのか、どのような責任を求めるのか、どこまで地域として受け入れるのかという視点だと考えます。再生可能エネルギー設備は、一度設置されれば数十年単位で地域に影響を与え続けます。それは、単なる発電設備ではなく、地域の土地利用や地域空間そのものに関わる問題でもあります。本町としても国任せにするのではなくて、地域の実情に応じたルールを整備して主体的に検討していく必要があるのではないのでしょうか。そこで、町長にお伺いをして本質問を終えたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 仮称ですけれども、壮瞥・伊達風力発電事業のルール整備等について総括的にご質問をいただきましたので、考え方を申し上げたいと思っておりますけれども、今湯浅議員がおっしゃったように、国においては再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法に基づいて再生可能エネルギーの利用促進を図るような環境で今進められていると、このように認識をしているのと、今ご発言にもありましたとおり国際情勢が不安定化する中で、原油エネルギー資源の海外依存からの脱却ですとかエネルギーの安定的な確保、さらには地球温暖化対策として脱炭素社会の実現はますます、考え方はいろいろありますけれども、重要な政策課題となっていてるところと考えております。本町におきましても令和 5 年 2 月 27 日にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050 年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すとともに、

令和7年11月15日、昨年の11月15日に西胆振GXシンポジウムにおいて推進宣言を近隣市町村と共に行い、環境に配慮したまちづくりを進めることとしております。

このたびの提案は、壮瞥町と周辺地域にある再生可能エネルギー、風力に着目し、調査が行われ、近隣でも調査されて良好な環境にないという判断をされたという事例もあると聞いておりますけれども、調査が行われ、計画に至ったものと承知をしているところであります。町政を預かる立場としましては、地域資源の有効活用、エネルギーの安定的な供給、環境負荷の低減への貢献に加え、地域経済への波及効果、さらには固定資産税などによる町財政への効果について期待する面が多々ある一方で、今質問にもありましたけれども、景観、自然環境、生活環境、農業、地域施設への影響、安全対策、土砂災害対策、事業終了後の今ありました原状復帰、回復など、町では計画段階環境配慮書に対する意見として11項目にわたり十分な調査、丁寧な説明、慎重な検討を求める意見を北海道に提出したところであります。最初に答弁したとおりであります。再生可能エネルギー施設のルール整備については、先行自治体の事例などを参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えておりますが、町としましては現状としては壮瞥町の豊かな自然環境、景観及び町民の皆様の生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図り、豊かな地域社会を形成することを基本として、事業者の実施する環境影響調査及び住民の皆様の意向、町の将来、持続発展等を総合的に勘案し、適切に対応してまいりたいと、現段階ではこのように思っているということでありますので、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 一般質問をさせていただきます。

質問事項といたしまして、壮瞥町の独居高齢者の命を守る仕組みづくりについてを質問いたします。

質問要旨といたしまして、近年全国的に高齢化が進み、本町においても高齢者人口の割合は高い状況にあります。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、多くの町民の願いであり、行政としても大きな課題であると考えます。特に独居高齢者については、急病、転倒事故、冬期間の除雪作業中の事故、熱中症、火災など、日常生活の中で様々な危険が存在しています。また、独り暮らしであるがゆえに異変に気づかれにくく、発見の遅れが重大な結果につながる場合があります。先日の独居高齢者宅で発生した火災においても貴い命が失われる大変痛ましい事故がありました。改めて亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に心からお悔やみ申し上げます。

今回の出来事を単なる事故として終わらせるのではなく、同じような悲しい出来事を二度と繰り返さないためにも、町全体で何ができるかを考えていく必要があります。そこで、数点にわたり質問いたします。

1点目、独居高齢者の現状について、まず本町における独居高齢者の状況について

伺います。

- ①、現在本町の独居高齢者世帯数は何世帯か。
- ②、65 歳以上、75 歳以上の独居高齢者数はどの程度か。
- ③、過去 10 年間でどのように推移しているか。
- ④、今後の見込みをどのように考えているか。

2 点目、緊急時の対応について、急病や転倒事故ではいかに早く発見するかが重要です。

- そこで、①、緊急通報システム利用者数は何人か。
- ②、対象者に対する利用割合はどうか。
- ③、利用状況と課題は。

3 点目、ICT を活用した見守りについて、近年は ICT を活用した見守りが進んでいます。例えば人感センサー、ドア開閉センサー、電気使用量確認、AI 見守りシステムなどがあります。自治体によっては、高齢者宅へ設置し、一定時間動きがない場合に家族や行政へ連絡が入る仕組みも導入しています。

- そこで、①、本町で導入検討を行っているか。
- ②、実証実験を行う考えがあるか。

以上、大きく 3 点について質問いたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 7 番、菊地議員のご質問にご答弁申し上げます。

全国的な高齢化の進行に伴い、本町におきましても独居高齢者世帯は増加傾向にあり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりは重要な課題であると認識しております。1 点目の独居高齢者の現状についてですが、1 つ目の現在の本町の独居高齢者世帯数につきましては 5 月末現在で 214 世帯となっております。

2 つ目の 65 歳以上、75 歳以上の独居高齢者数につきましては、65 歳以上から 74 歳未満が 88 人、75 歳以上が 126 人となっております。

3 つ目の過去 10 年間の推移につきましては、令和 4 年度頃までは 190 世帯前後で推移し、令和 5 年度末で 199 世帯、令和 6 年度末で 202 世帯、直近では 214 世帯となっております。

4 つ目の今後の見込みにつきましては、団塊の世代の次に人口の多い団塊ジュニア世代が 65 歳を迎える 2040 年頃まで核家族化や未婚化の進行を背景に独居高齢者の世帯数は増加していくものと考えております。

2 点目の緊急時の対応についてですが、1 つ目の本町における緊急通報システムの利用者数につきましては、本年 4 月末現在で 5 世帯となっております。

2 つ目の対象者に対する利用割合につきましては、利用対象となる直近の高齢者のみの世帯数が 356 世帯で、利用割合は 1.4% となり、低い水準にとどまっている状況でございます。

3つ目の利用状況と課題についてですが、利用状況につきましては昨年度が1件、一昨年度が3件となっており、利用者が体調の急変により緊急通報装置の緊急ボタンを押されて救急搬送されるケースがあったほか、利用者が日常生活の中で異変等を感じた場合に緊急通報装置を操作されてオペレーターに相談されるケースがありました。利用されている方々からは、安心感がある、万が一の際に心強いなどの声をいただいております。

また、課題につきましては、緊急通報装置の設置に当たり、固定電話の回線が必要であり、緊急通報装置の利用に結びつきづらいということが課題の一つであると考えております。今年度から固定電話の回線がなくても利用できるスマートフォン型の端末も利用できるようになったため、広報等による周知や地域包括支援センター等の関係機関から対象世帯に対する声がけに努めてまいりたいと考えております。

3点目のICTを活用した見守りについてですが、ICTを活用した見守りにつきましては高齢者の方々に何か異変があった場合にその状況を察知できる有効な手段であると認識しております。現在町としましては、各地区の民生委員の皆様と地域包括支援センターで連携した高齢者の見守りを行っているほか、町社会福祉協議会や生活支援コーディネーターと各地域の方々が連携し、高齢者の方々の見守りや各種訪問事業を行っており、今後もこれまでの見守り体制の継続、充実を図ってまいりたいと考えております。

現時点で直ちにICTを活用した見守り体制の導入や実証実験を行う予定はございませんが、先進自治体における導入効果や費用、運用上の課題などの事例を調査し、本町の地域特性に合った見守りの在り方を現在の取組と並行して検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） それでは、再質問させていただきます。

まず、初めの1点目の独居高齢者の現状、状況ですけれども、これは現状は214世帯ということで、今後は増えていくということですので、これはこのとおり認識いたしました。

2点目のところから再質問させていただきますけれども、主に2点目は緊急通報システムの現状と課題と今後の取組について聞きたいというふうに思います。まず最初に、システムの利用率、これが利用者対象が356世帯あって、そのうち利用しているのは5世帯ということで、ちょっと低いかな、利用率が1.4%ということで低いかなという印象ですけれども、これは高齢者保健福祉の計画と介護事業の計画の令和6年度の実績の自己評価シートを見させてもらいました。そうすると、令和2年度では25世帯、3年度は13世帯、4年度は10世帯とだんだんと下がってきているのです。現状は5世帯と、利用率は1.4%ということですのであります。自己評価シートの中ではこう

書いてありました。近年は、世帯構成の変化、これまで貸与していた利用者の転出、死亡、施設入所者等により利用世帯数が減少しているが、機器を使用する世帯には貸与されているということでありました。だから、5世帯ですけれども、機器を使用する世帯には貸与しているのだということでもあります。今のところの現状評価をお聞きしたいのと、また同じように令和6年度の実績を見ますと利用世帯の目標値が書かれてありました。目標値は、令和6年度までは30世帯の目標値だったのですけれども、令和6年度から目標値を20世帯に下方修正しているのです。その低く設定した根拠について併せてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁いたします。

令和2年度っていいますと第7期であって、第8期が令和3から令和5年度のときの目標が30基でござしまして、令和2年度のときの実績が25基ということでございます。そのときも、対象者は386世帯で25世帯という実績が出ております。確かに先ほどの説明のとおり、割合では比較いたしますと利用率が低いということになりますが、主にうちのほうで見ている分析等は、やはり高齢者の方々にも携帯電話やスマートフォンの利用が進んできたことが大きな原因かなと思っております。

利用世帯数の目標を低くした根拠なのですけれども、令和6年度の目標は令和5年度中に目標値を検討しておりまして、数値的な根拠は主に令和2年度から令和4年度の高齢者人口や死亡者数、施設入所者数を基に検討しております。令和2年度末の高齢者人口が982人、年間の死亡者数が34人、施設入所者が延べ887人で、令和4年度末の高齢者人口が953人、年間の死亡者数が51人、施設入所者が994人ということで、高齢者の人口が減少傾向であります、死亡者数と施設入所者は増加傾向となっております。よって、緊急通報装置の利用者数が減少傾向にあったことから、令和6年度以降の目標値については、第9期計画になるのですけれども、低く設定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 目標値は、利用者減ということの中での目標値を下げたということでもありますけれども、どうなのでしょう、目標値って、目標値ですからそれを超えてもいいのだというふうに思いますけれども、実際に団塊の世代をやって2024年にはもっと増えていくと、対象者が増えていくという中で目標値を下げるということはどうなのかなというふうに思います。一人でも多くの人に設置してもらいたいという思いもありますし、緊急通報システムを設置してもらおうということでは安心を届けるということもあるというふうに思うのです。そういう意味では目標をそのままの目標でいってもらいたい、取り組んでももらいたいというふうな思いでありますけれども、その目標値の考え方についてもう一度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁いたします。

菊地議員から目標値の増のことということでよろしいですね。うちのほうでは令和 9 年度にまた第 10 期計画、介護保険料も含めて高齢者福祉計画をつくらなければなりませんので、菊地議員のご指摘と、あと今後の分析も踏まえて、その目標値の再吟味ということもありますので、それは計画策定委員会の委員の方々とか、あと内部で検討しながら対応して、目標値を上げるのか、上げることを前提で考えていきたいと、それをまた町民の方々も安心して使ってくださいというような周知していくような方法で考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7 番、菊地敏法君。

○7 番（菊地敏法君） ぜひそういう方向で進んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。その利用率が低い原因の一つとして、固定電話の回線が必要であり、緊急通報システムの利用に結びつきづらいことから、その課題の一つだということでもありますけれども、実際にどうなのですか。総務省の調査では 65 歳以上のシニア世帯の固定電話保有率は、これちょっと古い資料ですけれども、2023 年度で約 82%だということなのです。壮瞥町の 65 歳以上の固定電話の保有率というのは実際にどのような保有率になっているのか、ちょっと確認したいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁いたします。

まず、全国の固定電話の保有率なのですけれども、私のほうもちょっと調べまして、令和 4 年度末で内閣府の資料なのですけれども、固定電話の世帯保有率 63.9%ということなのですが、うちのほうでは 74.4%と、約 7 割ということで調査をしております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7 番、菊地敏法君。

○7 番（菊地敏法君） 分かりました。やっぱり低いということでつながらないと、システムにはつながっていかないということの一つの原因だということでもあります。

その解消策として今回スマートフォン型の端末も利用できるようになった緊急通報システムを入れると、広げていこうと、詰めていこうというふうにしていますけれども、スマートフォン型端末の通報システムというのは現在の通報システムとどう変わるのか、それと金額的にどう変わっていくのか、このことについて伺いたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁いたします。

現在の通報装置の設置は固定電話の回線が必要なのと緊急や相談のボタンを押す場合の通報装置があることなのですけれども、スマートフォンの端末になれば固定電話の回線が必要ではなくなりますので、自宅の中のみで持ち歩くことができますが、固定電話の場合は電話回線のところまで行かないと使えないというところがありますので、そういう一長一短がございます。ただ、料金は250円ということで全部同じ金額で設定しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 現状では5世帯ということでありますけれども、スマートフォンの端末も利用できるというところで世帯数を上げていただきたいというふうに思いますけれども、今後の取組として、これも自己評価シートの中で対応策として書かれてありましたけれども、独居及び高齢者夫婦世帯が緊急事態を周囲に知らせるために有効な機器と考えられると、引き続き必要な世帯に行き渡るよう努めたいということでもありますので、対象者に積極的に利用を促して働きかけて、再度緊急通報システムはこういう形で安心してつながっていますよということで利用拡大に努めていってもらいたいと思いますけれども、今後の取組、どう拡大に向けて取り組んでいこうと思われているのか再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁申し上げます。

町の広報なのですけれども、緊急通報システムについては必ず周知を行っています。そのほかに民生委員協議会等で地域包括支援センターの職員も出席しておりますので、会議の中で機器が必要と思われる世帯などを聞き取りしてアプローチを行ったり、社会福祉協議会や、あと居宅介護支援事業所などの高齢者の方々のお宅を訪問している関係機関にも緊急通報装置の情報提供しております。そのように利用拡大に取り組んでまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） ぜひ緊急通報システム5世帯から10世帯、20というふうに拡大をして、安心して暮らせる、そういうツールとして拡大してもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、3点目の質問のICTを活用した見守りについてに移りたいというふうに思います。これの再質問をさせていただきますけれども、まず初めに見守り体制の現状と課題です。どう捉えているのかです。答弁でもありましたけれども、壮瞥町の体制としては民生委員の方と地域包括支援センターで連携した高齢者の見守りと、町社会福祉協議会や生活支援コーディネーターと各地域の方々が連携して高齢者の方々の見守りや各種訪問事業を行っているということでもありますけれども、これを進めて

いつての課題、どう今課題を持っているのか最初にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁申し上げます。

今現時点の課題といいますと今後見守りをしていく中での課題ということになりまして、緊急通報装置には必ず1基つけるに当たって2名以上の連絡員というのが必要になります。家の近くの方、その方々にいろいろと、近所の方ですとか民生委員だとかに頼んでいるのですけれども、現時点で今壮警のほうの高齢化率が少しずつ上がっているという状況を踏まえまして、協力している方々、連絡員の方々も高齢化していくということになっておりまして、そういう担い手不足、少しずつ減ってきている状況であります。こういうところが今の課題なのかなということで見ております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） その課題解決のためにも話し合いというものを質問したいというふうに思いますけれども、全国的に民間の事業者が参加する見守りネットワークを構築している自治体があります。北海道でも沼田町や更別村も民間事業との連携により見守りが進められています。本町においても郵便局、農協、宅配事業者、新聞販売店、あと金融機関など見守りの協定を結んで地域総ぐるみでの見守り体制を構築することがいいのではないかとこのように思いますけれども、これの考えについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁いたします。

先ほど菊地議員からございました民間事業者との連携ということなのですが、今現時点ではうちのほうで認知症施策のほうなののですけれども、チームオレンジというところで各民間企業、信金とか郵便局とか、いろんなボランティアにご協力して認知症の方々の対応とかしてもらっているのですけれども、その取組の中で認知症施策以外にも高齢者の全般の見守りをできないかということで今内部で検討しております。今後そのように使えるかどうかちょっと検討してみたいと思っております。

また、地域総ぐるみ見守り体制の構築についてなののですけれども、確かに高齢者の方々の安全、安心のために有効と思われます。そういう先進的にやっている地域もございますので、今後その先進地域の自治体を参考にしながら検討していきたいと思っておりますし、また協定の締結の有無にかかわらず、町、関係機関、民間事業者の日々の業務の中で協力し合えることがあれば随時検討し、取り組んでまいりたいということのうちほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） それでは、ＩＣＴを活用した見守りについて質問いたします。

これは去年の新聞に出ていた記事なのですけれども、沼田町や更別村に導入されている家電データを活用した高齢者見守りシステムという記事がありました。それは、炊飯器やテレビ、掃除機など約 10 種類の家電の使用状況を分析して高齢者の生活リズムの変化や異変を早期に察知する、そういうシステムみたいです。例えば炊飯器の使用回数が減れば食欲低下の可能性と、掃除機の使用頻度が減れば身体機能の低下の可能性と、深夜までテレビの使用が続けば不眠傾向の可能性などという形で把握されていると、データで来るということであります。沼田町では 2020 年から高齢者宅などで約 30 戸に導入して、介護担当職員が日々データを確認して、異変があれば電話や訪問を行う体制を構築しているということの記事がありました。同じような取組を洞爺湖町も行っているということでもありますので、本町としても高齢者の命と健康を守るためにＩＣＴ、沼田町でやっているようなＩＣＴ活用の見守り体制の構築を進めるべきでないかなというふうに思いますけれども、再度このご見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁申し上げます。

今後将来的に担い手が不足していくということが見込まれますと、ＩＣＴの活用も視野を開いていくことが必要だということでこちらのほうも認識しております。ただ、先ほどおっしゃったとおり、本町におきましては老年人口、生産年齢人口の両方が減少していく傾向の中で、高齢者の方々の異変や異常があった場合に駆けつける連絡員の方々の継続的な確保が一番の問題だと思っておりまして、または町と利用者の費用負担などをＩＣＴを導入する、しないにかかわらず検討していかなければならないことも多いと思います。先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、ＩＣＴを活用した見守りにつきましては、菊地議員からの今回の質問によっていろいろと調査してきて、低コストでも利用できるＩＣＴの装置があるということも今回承知ができたということもありまして、その先進地域、沼田町も含めて、洞爺湖町も含めてなのですけれども、先進地域における導入効果や費用、運用上の課題などをちょっと調査して本町の特性に合った見守り体制を今後どのように取り組んでいくかということと並行して検討してまいりたいと、そして今回高齢者福祉計画をつくる年でもありますので、策定委員の方々よりいろいろな意見を取って、吸い寄せて対応していきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） ぜひそういう形で進めていてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、高齢者が安心して暮らせるまちづくりは行政の重要な課題、責務でありま

す。助けを呼べる人を守るだけでなく、助けを呼べない人も守る仕組みづくりこそが必要であり、何かあったら連絡してくださいではなく、何か起きたときに町が気づける仕組みへ転換することが重要であるというふうに考えます。そのためにも、緊急通報システムの拡充やＩＣＴを活用した見守り、民間事業者との連携による地域総ぐるみでの見守り体制を具体的に進めるべきと考えます。地域の力と新しい技術を組み合わせ、壮瞥町らしい見守り体制の構築を強く要望し、最後に町長の考えを再度お聞きして、私の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） それでは、総括的に私のほうから答弁を申し上げます。

先日発生しました独居高齢者宅の火災については、大変痛ましい事案だったと、心から私からも哀悼の意をささげたいと思います。

独居高齢者世帯は増加傾向にありまして、今後も増加が見込まれているということから、議員の質疑の中でのご発言のとおり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりは重要であると、認識は一緒であります。町では、説明申し上げましたとおり、緊急通報システムや民生委員の皆さん、地域包括支援センター、社会福祉協議会など関係機関が連携した見守り体制を構築しておりますが、緊急通報システムの利用の促進や見守り体制をさらなる充実、地域総ぐるみで見守り体制を構築する連携の協定の話もいただきましたけれども、そうしたことを繰り返しながら充実していくことが必要だという認識であります。今後スマートフォン型の端末を含む緊急通報システムの周知に努めるとともに、担当の答弁と重なりますけれども、地域における支え合い活動を継続するとともに、ご提案のあったＩＣＴを活用した見守りの事例につきましても先進事例を調査研究し、本町の実情に合った独居高齢者の命を守る仕組みづくりを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） これにて一般質問を終結いたします。

これより休憩いたします。再開は午後２時１５分といたします。

休憩 午後 ２時０５分

再開 午後 ２時１５分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第２８号ないし議案第４１号及び報告第３号について

○議長（森 太郎君） 日程第６、議案第２８号ないし議案第４１号及び報告第３号についてを議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和８年第２回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第２８号から議案第４１号までの１４件、報告第３号の１件、合計１５件であります。この提出議件のうち、人事案件についてご説明をいたします。

議案第２８号から議案第３５号については、いずれも農業委員会委員の任命についてでありますので、一括して説明をさせていただきます。

現在の委員については令和８年７月１９日をもって任期満了となることから、下記の者を農業委員会の農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このたびの農業委員会委員の任命に当たりましては、令和７年１２月８日から令和８年１月９日までの間で募集したところ、定数８人に対して応募が４人だったため、再募集を１月１３日から２月１３日まで実施したところ、追加で３人の応募があり、計７人となりましたが、定数に達していないため、農業者や農業団体等と調整したところ、３月２日に１人の応募があり、最終的に応募者は定数と同じ８人となりました。応募者８人については、地区または団体の推薦による方が３人、個人推薦による方が２人、自薦の方が３人となっております。４月３０日に開催された壮瞥町農業委員候補者評価委員会において応募者８人全員を適任とする旨の報告があったことから、この８人についてそれぞれ提案するものであります。

議案第２８号、壮瞥町字滝之町４０２番地、岩倉賢一氏、議案第２９号、壮瞥町字立香４０番地、清水俊一氏、議案第３０号、壮瞥町字滝之町２８７番地１３２、木村大作氏、議案第３１号、壮瞥町字滝之町２８９番地５４、斉藤知幸氏、議案第３２号、壮瞥町字東湖畔８７番地、佐藤慶太氏、議案第３３号、壮瞥町字弁景１５６番地、岡崎真琴氏、議案第３４号、壮瞥町字滝之町３５８番地、片山智彦氏、議案第３５号、壮瞥町字仲洞爺１５番地、渡邊純子氏になります。議案第２８号から議案第３４号の７人はいずれも認定農業者で、このうち岩倉賢一氏、清水俊一氏、木村大作氏、佐藤慶太氏は現職の農業委員であります。議案第３５号の渡邊純子氏は、農業者や農業団体に利害関係を有しない方ではありますが、民生委員、児童委員として活躍されており、地域事情等に識見を有する方であります。今回提案いたします８人の方々については、当町の農業委員会委員として適任と判断しておりますので、議員各位のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、人事案件についての提案理由とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） 副町長。

○副町長（厂原 収君） 引き続き、私のほうから提出議件の内容についてご説明いたします。

９ページになります。議案第３６号 工事請負契約について。

令和８年５月２２日指名競争入札に付した、ほくと団地４・５号棟建築主体工事に

について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

1、契約の目的は、ほくと団地 4・5 号棟建築主体工事。

2 の契約の方法は、指名競争入札。

3、契約金額は、3 億 2,670 万円。

4、契約の相手方は、道栄・中山特定建設工事共同企業体で、代表者は有珠郡壮瞥町字滝之町 283 番地、道栄建設株式会社代表取締役、小田由三であります。その構成員は、有珠郡壮瞥町字滝之町 286 番地 22、株式会社中山工務店代表取締役、中山茂樹となっております。

本件工事につきましては、建部改良住宅建替事業に係る公営住宅として、鉄筋コンクリート造り平家建て、延べ床面積が 354 平方メートルの 1 棟 4 戸を 2 棟整備するもので、工期は令和 9 年 3 月 5 日までとしております。

なお、指名競争入札に付した業者は全部で 4 者となりますが、1 者が町内業者で構成する特定建設工事共同企業体で、3 者が町外業者となっております。

続いて、議案第 37 号 工事請負契約について。

令和 8 年 5 月 25 日指名競争入札に付した、仲洞爺地区農業集落排水施設設備更新工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

1 の契約の目的は、仲洞爺地区農業集落排水施設設備更新工事。

2 の契約の方法は、指名競争入札。

3 の契約金額は、6,212 万 8,000 円。

4 の契約の相手方は、栗林・堀口特定建設工事共同企業体で、代表者は室蘭市入江町 1 番地 19、株式会社栗林商会代表取締役、栗林和徳であります。その構成員は、有珠郡壮瞥町字滝之町 289 番地 51、有限会社堀口水道代表取締役、大嶋真となっております。

本件工事につきましては、仲洞爺地区農業集落排水施設の機械設備機器及び電気設備機器を計画的に更新するものであり、今年度は真空ポンプ 3 台及び圧送ポンプ 2 台、集水タンク圧力伝送器 1 台の製作、据付け、令和 7 年度に製作した電磁流量計の据付け、既設動力盤の機能増設を行うもので、工期は令和 9 年 3 月 19 日までとしております。

なお、指名競争入札に付した業者は全部で 4 者となりますが、1 者が町内業者を含む特定建設工事共同企業体で、3 者が町外業者となっております。

続いて、11 ページになります。議案第 38 号 工事請負契約について。

令和 8 年 6 月 2 日指名競争入札に付した、下立香橋補修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

1の契約の目的は、下立香橋補修工事。

2の契約の方法は、指名競争入札。

3の契約金額は、5,874万円。

4の契約の相手方は、有珠郡壮瞥町字滝之町423番地26、壮建興業株式会社代表取締役、高橋美智彦であります。

本件工事につきましては、町道滝之町下立香線に架かる下立香橋の横桁補修工事を行うもので、工期は令和9年2月12日までとしております。

なお、指名競争入札に付した業者は全部で5者となりますが、2者が町内業者で、3者が町外業者となっております。

続いて、12ページになります。議案第39号 令和8年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）について。

令和8年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額51億3,237万5,000円に歳入歳出それぞれ2,385万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,622万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。21ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で220万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費になりますが、令和8年3月に受納した役場庁舎周辺施設整備事業への指定寄附金を活用し、役場庁舎及び地域交流センター駐車場の改修工事を実施するもので、駐車場除雪時の堆積作業に支障となっている障害者用駐車場案内板の移設や縁石の一部切下げを実施するものであります。

防災諸費及び財産管理費では、ふるさと応援寄附金の充当により、財源を整理するものであります。

財政費、財政調整基金費で27万1,000円、地域振興基金費で3万9,000円をそれぞれ追加するもので、これらの基金における定期預金の上期分利息及び下期分利率が確定したことに伴い、計上するものであります。

企画費、企画費で330万円の追加となります。定住促進・まちづくり推進事業になりますが、持家住宅取得奨励交付金で300万円、空き家改修・整理補助金で30万円をそれぞれ追加するものであります。当初予算におきまして持家住宅取得奨励交付金では4件400万円を計上しておりますが、現時点で新築、中古合わせて9件の利用が見込まれており、また空き家改修・整理補助金では2件60万円を計上しておりますが、現時点で3件の利用が見込まれるため、既定の予算では不足が生じることから、必要な経費を計上するものであります。

胆振線代替輸送業務費、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費、児童福祉費、児童福祉総務費、衛生費の保健衛生費、診療所費及び農林水産業費の農業費、農業振興費では、地方債の増額やふるさと応援寄附金の充当等により、それぞれ財源を整理するものであります。

農地費で 320 万円の追加となります。農地一般事業の道道滝之町伊達線支障物件移設設計委託料になりますが、道道滝之町伊達線において令和 9 年度に北海道が排水路を設置するに当たり農業用水管の移設が必要になることから、実施設計に必要な経費を計上するものであります。

商工費、商工費、観光費で 990 万円の追加となります。そうべつ情報館運営事業のそうべつ情報館機能拡充工事になりますが、現在施工中の駐車場整備工事において拡充する駐車場側では横断側溝等の排水施設の造設と支障となる街路灯の埋設ケーブルの移設が必要となり、また新設する 2 輪駐車場では利用者の利便性の向上を目的に案内標識を設置するため、必要な経費を計上するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 400 万円の追加となります。道路橋梁維持経費の修繕料になりますが、令和 8 年 3 月に受納した指定寄附金を活用し、滝之町地区の道路環境整備事業として緊急性の高い道路の修繕等を実施するため、計上するものであります。

下水道費、下水道費で 63 万 4,000 円の追加となります。集落排水事業会計補助金になりますが、壮瞥町集落排水事業会計の補正に伴い、整理するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で 99 万円の追加となります。学校給食運営事業の学校給食保護者負担軽減負担金になりますが、道費補助事業の学校給食費支援事業では就学援助児童についても補助対象となっていたため、不足する経費を計上するものであります。

小学校費、教育振興費で 99 万円の減額となります。小学校教育振興事業の要保護、準要保護児童援助費になりますが、就学援助児童については道費補助事業の学校給食費支援事業の補助対象となっていたため、扶助費で計上していた給食費分を減額するものであります。

高等学校費、高等学校総務費及び地域農業科実習費では、ふるさと応援寄附金の充当により、それぞれ財源を整理するものであります。

諸支出金、諸費、国、道支出金返納金で 30 万 9,000 円の追加となります。国、道支出金返納金、総務管理費になりますが、令和 7 年度の事業完了に伴い実績により不用額が生じたため、返還するものであります。

続いて、19 ページになります。19 ページの歳入では、道支出金、道補助金、衛生費補助金で 26 万 2,000 円の追加となります。その内訳になりますが、医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金で 9 万 2,000 円、医療分野における賃上げ・物価上昇支援事業支援金で 17 万円をそれぞれ追加するもので、いずれも北海道にお

いて物価高騰を受けている医療機関等への負担軽減を目的として光熱費及び医療等に必要な経費の高騰分に対して支援金の交付措置を実施するため、対象となる久保内診療所分を計上するものであります。

教育費補助金で 85 万 8,000 円の追加となります。給食費負担軽減交付金になりますが、道費補助事業の学校給食費支援事業について就学援助児童も補助対象となっていたことから、計上するものであります。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で 31 万円の追加となります。基金預金利子等になりますが、財政調整基金及び地域振興基金の定期預金の利息等の確定に伴い、計上するものであります。

繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 6 万 6,000 円の追加となります。令和 7 年度の取崩し額が確定したことに伴い、令和 8 年度事業に充当するため、計上するものであります。

国際交流基金繰入金で 1,266 万 8,000 円の減額となります。中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業にふるさと応援基金繰入金を充当するため、減額するものであります。

地域振興基金繰入金で 600 万円の追加となります。令和 8 年 3 月に受納した指定寄附金について寄附者の意向により滝之町地区の道路環境整備事業及び役場庁舎周辺施設整備事業に充当するため、計上するものであります。

ふるさと応援基金繰入金で 5,306 万 8,000 円の追加となります。ふるさと応援基金に積み立てた令和 7 年度ふるさと応援寄附金について寄附者の意向に沿って令和 8 年度事業に充当するため、計上するものであります。

財政調整基金繰入金で 4,024 万 3,000 円の減額となります。一般財源の調整となります。

町債、町債、民生債で 410 万円の追加となります。その内訳になりますが、社会福祉債の町営温泉施設等利用料負担事業で 310 万円、児童福祉債の子育て応援祝金で 100 万円のそれぞれ追加になりますが、過疎対策事業債ソフト分を計上するものであります。

農林水産業債で 320 万円の追加となります。道道滝之町伊達線支障物件移設事業の実施により計上するものであります。

商工債で 890 万円の追加となります。その内訳になりますが、昭和新山国際雪合戦事業ではふるさと応援基金繰入金を充当するため 100 万円を減額し、そうべつ情報館機能拡充事業では駐車場整備工事の増額により 990 万円を追加するものであります。

なお、13 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

15 ページになります。第 2 表、地方債補正では、追加で、子育て応援祝金事業、限度額 100 万円、道道滝之町伊達線支障物件移設事業、限度額 320 万円になります。い

ずれも利率は5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

16 ページの変更では、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 460 万円を 770 万円に、昭和新山国際雪合戦事業、限度額 600 万円を 500 万円に、そうべつ情報館機能拡充事業、限度額 3,230 万円を 4,220 万円にそれぞれ変更するものであります。

続いて、24 ページになります。議案第 40 号 令和 8 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について。

第 1 条、令和 8 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、資本的収入及び支出につきましては、予算第 4 条の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第 1 款資本的収入では第 1 項企業債で 320 万円を追加し、総額を 1 億 2,061 万 5,000 円とし、支出については第 1 款資本的支出では第 1 項建設改良費で 320 万円を追加し、総額を 1 億 9,452 万 9,000 円とするものであります。

25 ページの第 3 条、企業債につきましては、簡易水道施設整備事業、限度額 6,230 万円を 6,550 万円に変更するものであります。

なお、26 ページ以降、実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

30 ページになります。補正予算（第 1 号）明細書、資本的支出から説明します。資本的支出、建設改良費、建設改良費で 320 万円の追加となります。道道滝之町伊達線支障物件移設実施設計委託料になりますが、道道滝之町伊達線において令和 9 年度に北海道が排水路を設置するに当たり、水道管の移設が必要になることから、実施設計に必要な経費を計上するものであります。

資本的収入では、資本的収入、企業債、建設改良企業債の簡易水道施設整備事業で 320 万円の追加となります。資本的支出の補正に伴い、整理するものであります。

続いて、31 ページになります。議案第 41 号 令和 8 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について。

第 1 条、令和 8 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出については、予算第 3 条の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第 1 款集落排水事業収益では第 2 項営業外収益で 63 万 4,000 円を追加し、総額を 2 億 2,690 万 6,000 円とし、支出につきましては第 1 款集落排水

事業費用では第1項営業費用で63万4,000円を追加し、総額を2億2,690万6,000円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,183万2,000円は、企業債490万円、過年度損益勘定留保資金760万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額825万8,000円、当年度損益勘定留保資金3,107万4,000円で補填するものとする」に改め、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入では第1項企業債で140万円を追加し、総額を1億3,160万円とするものであります。

第4条、企業債につきましては、下水道資本費平準化債、限度額80万円を220万円に変更するものであります。

なお、33ページからの実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

38ページになります。補正予算(第1号)明細書、収益的支出から説明いたします。集落排水事業費用、営業費用、処理場費で63万4,000円の追加となります。手数料になります。高圧受電設備のコンデンサーにおいて低濃度PCBの分析検査が必要になったことから、その経費を計上するものであります。

収益的収入では、集落排水事業収益、営業外収益、他会計補助金で63万4,000円の追加となります。収益的支出の補正に伴い、整理するものであります。

39ページの資本的収入では、資本的収入、企業債、建設改良企業債で140万円の追加となります。下水道資本費平準化債になりますが、資産整理及び利率見直しによるものであります。

最後に、40ページになります。報告第3号 令和7年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

総務費、企画費、西いぶり広域連合負担金(電算)、翌年度繰越額173万6,000円、商工費、商工費、そうべつ情報館機能拡充事業、翌年度繰越額7,100万円、土木費、道路橋梁費、町道滝之町中島1号線道路整備事業、翌年度繰越額506万円、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対策商品券追加配付事業、翌年度繰越額71万5,000円、以上の4件につきましては年度内に事業執行することが時間的にできないことから、それぞれ繰越額の範囲内で令和8年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(森 太郎君) これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

6月12日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時48分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和８年壮瞥町議会第２回定例会会議録

○議事日程（第２号）

令和８年６月１２日（金曜日） 午前１０時００分開議

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 議案第２８号 農業委員会委員の任命について
議案第２９号 農業委員会委員の任命について
議案第３０号 農業委員会委員の任命について
議案第３１号 農業委員会委員の任命について
議案第３２号 農業委員会委員の任命について
議案第３３号 農業委員会委員の任命について
議案第３４号 農業委員会委員の任命について
議案第３５号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 ３ 議案第３６号 工事請負契約について
- 日程第 ４ 議案第３７号 工事請負契約について
- 日程第 ５ 議案第３８号 工事請負契約について
- 日程第 ６ 議案第３９号 令和８年度壮瞥町一般会計補正予算（第２号）について
- 日程第 ７ 議案第４０号 令和８年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第１号）について
- 日程第 ８ 議案第４１号 令和８年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第１号）について
- 日程第 ９ 報告第 ３号 令和７年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第１０ 意見案第１号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第１１ 議員の派遣について
- 日程第１２ 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原	收 君
会計管理者兼		
	谷田部	剛 君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門	秀樹 君
企画財政課長	澤井	智明 君
企画財政課参事	蛭名	雄一 君
住民福祉課長	上名	正樹 君
住民福祉課参事	大内	宏二 君
産業振興課長	篠原	賢司 君
商工観光課長	武岡	忍 君
建設課長	山崎	清輝 君
生涯学習課長	河野	圭 君
選管書記長（兼）	土門	秀樹 君
農委事務局長	齋藤	誠士 君
監委事務局長（兼）	小林	一也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林	一也	君
---------	----	----	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
１番 山本 勲君 ２番 加藤正志君
を指名いたします。

◎議案第２８号ないし議案第３５号

○議長（森 太郎君） 日程第２のうち議案第２８号 農業委員会委員の任命について並びに議案第２９号 農業委員会委員の任命について並びに議案第３０号 農業委員会委員の任命について並びに議案第３１号 農業委員会委員の任命について並びに議案第３２号 農業委員会委員の任命について並びに議案第３３号 農業委員会委員の任命について並びに議案第３４号 農業委員会委員の任命について並びに議案第３５号 農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

議案第２８号から議案第３５号に対する質疑を受けます。

５番、佐藤恣君。

○５番（佐藤 恣君） 第２８号から３５号までの農業委員の任命については異議はありませんが、この機会を捉えて理解を深めたいので、以下３点ありますけれども、質問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

この議案提案は、農業委員の任期が３年間ですから、３年ごとに提案されますが、昨日の提案説明によるとこの議案提案までにご苦勞があったことが分かりましたが、このようなことは３年前の農業委員会の委員の任命提案時にもあったことか。私は、ちょっとその当時のこと忘れておりますので、このことについてどうだったか。今回だけのこのような苦勞だったのか。齋藤農業委員会事務局長は、長い間農業委員会事務を担当されておりますので、このような提案までのご苦勞は壮瞥だけのものか。西胆振３町でも農業委員の選任を、年度は違うかもしれませんが、やっていると思いますので、そのような西胆振３町の状況をもしも承知していれば伺いたいなと、それが第１点目です。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

まず、今回だけ定数を割ったかというようなご質問だったかと思うのですが、3年前も募集をかけて再募集をかけた段階で定数は割っております。その後事務局のほうで農業者なり農業者団体なりに相談をさせていただいて、3年前は定数を1人上回る人数の応募がありましたが、その後お一人の方が一身上の都合により候補者を辞退するということになりましたので、最終的には定数8人に対して立候補8人ということになっております。

それと、西胆振3町の状況ということで、私がほかの町の局長なり会長なりに聞いた話ということになってしまいますけれども、ほかの町は大体自治会とか実行組合、農事組合、あとそれぞれの生産部会等でそういう組織が比較的是っきりしていて、そういう団体のほうから次の委員さんをとということで出してこられると、仮に退任される委員さんがいてもその退任される委員さんが所属している自治会なり組織なりから後継の方が出てくるということを一応聞いてはおります。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） この提案に対してご苦労されていることが分かりました。そこで、壮瞥町の農業委員会の委員の定数は、今お話のありましたように条例の第2条で定数は8名とすると定めています。昨日の提案説明の中で、応募者8名がそろった段階で4月30日に壮瞥町農業委員候補者評価委員会において応募者8人全員を適任とする旨の報告に基づき、今回の提案と町長から提案の説明がありました。農業委員会委員に関連した議案として提案されるのは、この農業委員の選任だけと言ってもよいのではないかと思います。このような機会を捉えて農業委員会制度や委員に関して理解を深める機会でないかと私は考えております。

そこで、4月30日に開催の農業委員候補者評価委員会について伺います。この農業委員候補者評価委員会の構成者は誰か、候補者の評価の観点はどうような視点で評価して町長に報告したかについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

まず、農業委員候補者評価委員会のメンバーはというお尋ねだと思います。壮瞥町の農業委員候補者評価委員会運用要領では、委員会は副町長、総務課長、産業振興課長、農業委員会事務局長と農業委員会の事務局職員、その他町長が必要と認めた者で構成されると規定されております。厂原副町長、土門総務課長、篠原産業振興課長、私齋藤と農業委員会書記の山田の5人で今回は評価をさせていただきました。なお、その他町長が必要と認める者につきましては、今回はございませんでした。委員長と副委員長につきましては、運用要領の中で委員の互選ということになっておりますの

で、出席した委員の互選の結果、委員長に厂原副町長、副委員長に土門総務課長にお引受けをいただいております。

それと、評価の観点ということなのですが、7つの項目で評価をいたしております。まず、地域農業者からの信頼及び農業の発展に寄与したいとする熱意、農業への識見、それと年齢、これは若い方ほど評価が高くなります。それと、地域農業への貢献、人格、職務に協調性、社会性があるか、その他評価すべき事項、以上7項目でそれぞれ項目に与えられた点数で合計点の高い方から選考していくということになります。ただ、総点数が30点を超えない場合、それと過去に犯歴等がある方は適格ではないということとされております。また、女性上位者の上位1名、今回はお一人しかいませんでしたけれども、上位1名、それと利害関係を有しない候補者、この方もお一人しかいませんでしたけれども、上位1名につきましては、先ほど言った7項目で得た点数にさらに加点をするという形で評価をさせていただいております。

評価については以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今の答弁でその内容を詳細に説明されて、分かりました。やはりいろんな観点から適任者を選ぶということ、これは大切なことですので、私たち町民一人一人がこのことを理解していくことが必要でないかと思います。

そこで、農業委員会の活動報告、これが壮瞥町のホームページに平成30年の第1回の委員会会議から令和8年第2回委員会、これは2月だったと思いますけれども、会議までの会議録全てが掲載されております。そこで、私はそれを読ませていただいたのですが、令和7年度開催は12回ありました。会議録を見る限り第3回会議に1人の委員が欠席のみで、全ての会議に委員の皆さん全員が参加している。これは、やはり委員の皆さんの熱意のたまものでないかなと、そのように私はこの報告を見て感じました。

年齢構成にもあるのではないかなということを私は考えましたので、配付されております履歴書の生年月日から何歳かということを調べてみましたら、一番年上の方が72歳、一番若い方が42歳でした。平均年齢が53.7歳、町が任命、委嘱している各種委員の中で若い皆さんの参加による熱意が毎月開催されている委員会会議に欠席者1回、1名のみにつながっているのではないかなと私は感じたのです。まちづくりだとか活動の活発化につなげるためにも今後も、町ではいろんな委員だとか審議会委員だとか、いろんな方々に委嘱、任命をお願いしておりますけれども、やはり私は若い世代の方を加えていくことが農業委員会のように欠席者が12回のうち1回しか、1人だけというようなことにつながっていくのではないかなということ考えます。

そこで、私が壮瞥町に住み始めてから今年でたしか54年が経過すると思います。約50年前の壮瞥町の農家戸数は約400戸を超えていたのではないかと、その400戸が、もう死語となっておりますけれども、列島改造論などいろいろな変遷、改革によって

現在は当時と比べると3分の1以下になっているのでないだろうか。それには農業経営者の高齢化だとか後継者などの課題もあります。しかし、その中で農業委員の皆さんの果たす役割は大きく、男性7名の皆さんは全て認定農業者とのことが報告されております。委員としての活動はもちろんのことではありますが、認定農業者として活動の先頭に立って各種活動を私は期待したいなと、そんなことを今の答弁から感じました。ぜひ今回任命される8人の委員の皆さんは頑張ってもらいたいと思うのです。そんなことを申し上げて、最初に申し上げたとおり委員の任命に私は同意いたします。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁は要らないですか。

○5番（佐藤 恣君） 答弁もしあればお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

まず、委員の出席率が非常に高いということでお褒めをいただきましてありがとうございます。私が農業委員会の局長になってから、欠席された方は体調不良で入院をされてやむなくという方とお身内に不幸があつてどうしてもということのその2回だけということだと記憶をしております。

認定農業者、今回は8人中7人ということですが、一応農業委員さんの過半数が認定農業者ではないというルールがありますので、それを踏まえて各地区なり実行組合なり農事組合なりでその辺も踏まえて人選をされてきたというように私どもは考えております。引き続き、ほぼ毎月農業委員会がありますので、いろんな課題だとか議案だとか出てきますので、多くの委員さん方と活発な議論をしながら、町の農業行政が推進されるよう努力をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第28号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意するこ

とに決定いたしました。

次に、議案第 29 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意すること
に決定いたしました。

次に、議案第 30 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意すること
に決定いたしました。

次に、議案第 31 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意すること
に決定いたしました。

次に、議案第 32 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 33 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 34 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 35 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第36号

○議長（森 太郎君） 日程第3、議案第36号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 36号の請負契約について私は異議はありませんけれども、理解を深めるために、以下3点あるのですけれども、質問したいと思います。

長年の懸案でありました建部改良住宅は、昭和47年に硫黄鉱山閉鎖に伴い現在地に64世帯が移住し、五十数年が経過しております。経過とともに老朽化し、建て替えとしての今回の建設で改良住宅等に入居している方は本当にほっとしているのではないかな。一日も早い着工と完成を期待したいと思います。

そこで、昨日の説明の中に1棟4戸の総面積354平方メートルとありました。割り返してみますと1戸当たり88.5平方メートルとなりますが、各玄関先をつなぐ渡り廊下のような方式でもしも建設されるとなると1戸当たりの面積は狭くなります。現在考えられている建設される住宅の間取りといいますか、それはどのような計画で進めているのか、最初にこの点伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

間取りということだと思いますが、まずここの住宅は議員おっしゃられますとり片廊下型というような形になっております。354平方メートルのうち、廊下ですとか、廊下が大きいのですけれども、あと物置ですとかガス置場ですとか自転車置場とか、そういうものが約96平方メートル程度ございます。ですので、住宅としましては、まず間取りが2LDK、居間のほかに2部屋あるという2LDKが2戸と、あと3LDK、居間のほかに3部屋あるという住宅を2戸の計画となっております、2LDKが約59.8平方メートル、3LDKで69.1平方メートルとなっております。先ほど言いましたが、片廊下となっておりますので、今までのよくある昔ながらの平屋で外からいきなり玄関があるという形ではなく、片廊下があることによりまして雨、風、雪、そういうものが避けられる、じかに来ないというような形で少しでも住みやすい住宅というものを目指して建設しようと考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 建設内容については理解いたしました。そこで、私が一番心配していたのはお風呂がどうなのかなんていうことです。当然つくと思うのですが、どんな方式でお風呂が利用できるのか。今まで改良住宅に入居された方は、歩いて400メートル弱で家からゆーあいの家に通える、利用することができたと思うのですけれども、今回建設される位置からゆーあいの家の玄関先まで今朝距離を測っ

てまいりました。2.5キロあるのです。到底2.5キロの片道、往復で5キロ、これを高齢者または入居者の方が利用するには大変なご苦労があるのではないかなと。そういう面から、お風呂はどのような方式で設置されるのか、その点も確認というか、今の計画の段階でどのようになっているか伺いたいと思います。

それから、入居される方の心配事、新しい住宅に入れるから、それはうれしいけれども、心配事として使用料があると思います。現在改良住宅に入居されている方はたしか月額9,000円でなかったかと思いますがけれども、今後入居者の皆さんは所得により異なるのではないかと思いますけれども、完成後の現段階で想定される住宅使用料はどの程度を想定しているか、2点目、このことについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目のお風呂についてでございますが、こちらのほうは各住戸にユニットバスがついてございます。ボイラーでお湯も出るような形でユニットバスを整備しております。

2点目の住宅使用料についてでございますが、こちらは議員おっしゃられますとおり今度は公営住宅ということになりますので、所得により家賃は異なります。本来入居者であります1階層から4階層になりますけれども、一番所得が低い方、1階層ですと2LDKで2万円ぐらい、それから3LDKで2万三、四千元ぐらい、4階層ですと2LDKで3万円程度、3LDKだと3万四、五千元ぐらいと今のところ試算しております。ただ、管理開始前にもう一度家賃のほうは算定しますので、今のところの試算としてはこのようになってございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 議員の皆さんの手元に国民年金等の通知が6月15日付でそれぞれ配付というか、来ていると思いますけれども、本当に年間僅かな年金が増えるに終わっております。また、この公営住宅、改良住宅に入っている皆さんもそんなに高い年金でないと私は考えているのですけれども、できるだけ安い金額で入れるような、これは4段階あるということで今説明がありましたけれども、そのように年金が増えない中で移ることによって家計が圧迫されることが目にみえてきているような気がしてなりません。

そこで、こんなこともあるのです。私の自治会に空き家がたくさんあります。その中の一つに現在改良住宅に入居されている方が移るのですよということを、これは直接本人から聞いたわけではありませんが、入る準備をして空き家を片づけたりなんかしております。その方もやはり、現職として働いているけれども、そんなに高い月額報酬ではないと思います。皆さん苦労して、これから新しい住宅に入る人は苦労が今までよりも倍加されるような気がしてなりません。そういう面で、できるだけ所得に

応じて加算されると思いますけれども、何とか考える余地があればなということがあります。

そこで、工事期間のことについて伺いたいのですが、工期は令和9年3月5日となっております。既に入札も終わって、今日この議案が承認されると思いますけれども、最短でもしも6月15日の日に契約を締結したら3月5日まで263日あるのです。2月だとか、31日の月だとか30日、28日の月がありますから、一月を30日として計算すると8.7か月になります。ど素人の私が考えることですから、こんなに長い期間工事期間としてかかるのかな、そんな気がしてなりません。専門家がいろいろ計算しているので、間違いはないと思うのですが、できるだけ早く完成させる、そして一日でも早く入居できるようなことを考えていただけないかな、そんな気がしますが、この工期についてはこのとおりかどうか私は承知しませんが、どうなのでしょう。長いと感じますが、これが当たり前なのかどうか、専門家のほうから回答をいただきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

工期ということでございますが、本日付で契約となりますけれども、契約してすぐ翌日から現場に入るということではなくて、まず現場自体のほうでは請負業者さんが段取りしまして、仮囲いをしたりですとか進入路の整備をするですとか、例えば切下げを下げたり鉄板敷いたりとか、そういう整備をするですとか、現場の事務所を建てたりですとか、その辺がまず現場の準備としてございます。あと、そのほかとしまして、内容といいますか、それらは打合せをしたりですとか、あと実際に工事入るに当たりまして施工業者さんのほうで施工図というのを起こすのですけれども、そういうものをする作業ですとか、それを受けて今度それをチェックして直すべきところは直したりとか、そういうような、現場入る前にそのような作業もございます。

あと、正式な工程は契約後請負業者さんのほうで作成して、その後打合せということになりますけれども、今回の工事を発注するに当たりまして町で想定しております工期としましては、まず現場乗り込んで先ほど言ったような準備があると、それから7月の大体中過ぎぐらいから、基礎というのを、今回はくいではなくて地盤改良なのですけれども、そちらの地盤改良が大体7月の中ぐらいから入ってきまして、7月の後半ぐらいから実際の掘削の工事、それから基礎の躯体、1階の躯体と、ここでもう2か月ぐらい、9月ぐらいまでかけて上がってきます。まず、今回2棟ありますので、ちょっとずつずれての工事というものになります。その後養生期間を置きまして、外壁ですとか防水をして、足場を解体して内装の工事ということで大体1月から2月ぐらいまでかかりまして、その後書類の整理ですとか検査ということにまず建物のほうはなります。

それと、あとそのほかに外構、駐車場ですとか、そちらの整備がまたその後、建物

ができてから周りの整備をすることになります。駐車場も建物ができないと周りができないということと、あと冬期間にもできませんので、どうしても3月ぐらいに駐車場というのは工事になりますので、大体3月、今回は3月5日ですけれども、そのほかまた後から出す外構工事は3月いっぱいぐらいというような形で考えております。

ですので、大体これぐらいかかるような形にはなるのですが、ただ、今は中東情勢の緊迫化というものがあまして、資材調達への影響、出荷制限ですとか出荷停止ですとか、皆さんもいろいろ報道とかでご存知かと思えますけれども、いろいろなものが止まったりですとか、最近動き出しても多分前につかえているものがあるので、なかなかこれから発注してもというものもありますので、これは何とも言えませんが、工期内にできるのか、もしかすると工期の延長ということもあり得るかもしれないということで考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長（森 太郎君） 日程第4、議案第37号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号

○議長（森 太郎君） 日程第 5、議案第 38 号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号

○議長（森 太郎君） 日程第 6、議案第 39 号 令和 8 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 4 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 5 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般２ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第１表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第２表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第３９号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第３９号 令和８年度壮瞥町一般会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第４０号

○議長（森 太郎君） 日程第７、議案第４０号 令和８年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、補正予算明細書、資本的支出について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、補正予算明細書、資本的収入について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 40 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号 令和 8 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号

○議長（森 太郎君） 日程第 8、議案第 41 号 令和 8 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、補正予算明細書、収益的支出について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、補正予算明細書、収益的収入について

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、補正予算明細書、資本的収入について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 41 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号 令和 8 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎報告第 3 号

○議長（森 太郎君） 日程第 9、報告第 3 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第3号を終結いたします。

◎意見案第1号

○議長（森 太郎君） 日程第10、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であり、よって国においては、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進め、また森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化することを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上であります。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（森 太郎君） 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森 太郎君） 日程第12、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期、日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和８年壮瞥町議会第２回定例会を閉会いたします。

（午前１０時５２分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員